

第 1 0 回 協 議 会

協 議 書

平成15年3月13日(木)

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会

協 議 書 索 引

報告第 30 号	第 9 回新市まちづくり計画検討小委員会について	P 1 ~ 2
協議第 41 号	議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて < 継続審議 >	P 3 ~ 6
協議第 50 号	電算システム関係事業について	P 7 ~ 13
協議第 51 号	学校教育関係事業（その 1）について	P 14 ~ 27
協議第 52 号	国際・国内交流事業について	P 28 ~ 35
協議第 53 号	第 11 回合併協議会会議日程について	P 36
提案第 28 号	地域情報化対策事業について	P 37 ~ 49
提案第 29 号	交通関係事業について	P 50 ~ 61
提案第 30 号	建設関係事業について	P 62 ~ 73

報告第30号

第10回新市まちづくり計画検討小委員会について

第10回新市まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成15年3月13日報告

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄

第10回新市まちづくり計画検討小委員会について

第10回新市まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成15年 3月 5日

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄様

新市まちづくり計画検討小委員会
委員長 中島利信

第10回新市まちづくり計画検討小委員会の報告について

第10回新市まちづくり計画検討小委員会を3月4日(火)に開催したので、生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 報告事項

(1) 「新市まちづくり計画(中間検討案)」について

これまでと同じく事務局からの提案に基づき審議し、問題点等については一部内容の修正を指示しながら審議した。

なお、審議した内容については、各町からの修正意見や住民説明会における意見等も参考にして検討・審議した。

(2) 第11回小委員会の開催について

平成15年 3月19日(水) 13時30分～
山東町役場2階会議室

協議第 4 1 号

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて< 継続審議 >

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。

平成 1 5 年 3 月 1 3 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて

4 町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項の規定を適用し、合併後概ね 1 年 1 ヶ月の間、引き続き新市の議会議員として在任する。

在任期間終了後の議員定数については、法定数の 2 6 人とする。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取り扱い			事務事業名	議会の議員の定数及び任期の取り扱い																														
関係項目																																			
専門部会番号	B	専門部会名	議会事務局部会	分科会コード	B 1	分科会名	議会事務局分科会																												
課題・問題点(現況)				調整案																															
				調整方針		具体的調整方針																													
<p>4町の議会議員の任期は、以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生野町</td> <td>15. 4. 30 ~ 19. 4. 29</td> </tr> <tr> <td>和田山町</td> <td>12. 11. 15 ~ 16. 11. 14</td> </tr> <tr> <td>山東町</td> <td>14. 4. 21 ~ 18. 4. 20</td> </tr> <tr> <td>朝来町</td> <td>14. 4. 21 ~ 18. 4. 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>4町の議会議員の定数は、以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>現法定数</th> <th>現条例定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生野町</td> <td>22人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>和田山町</td> <td>26人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>山東町</td> <td>22人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>朝来町</td> <td>22人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>62人</td> </tr> </tbody> </table> <p>合併後の法定数は26人となっている。 (地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市)</p>				町名	任期	生野町	15. 4. 30 ~ 19. 4. 29	和田山町	12. 11. 15 ~ 16. 11. 14	山東町	14. 4. 21 ~ 18. 4. 20	朝来町	14. 4. 21 ~ 18. 4. 20	町名	現法定数	現条例定数	生野町	22人	14人	和田山町	26人	18人	山東町	22人	14人	朝来町	22人	16人	合計		62人	<p>合併時に再編する。</p>		<p>4町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項の規定を適用し、合併後概ね1年1ヶ月の間、引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>在任期間終了後の議員定数については、法定数の26人とする。</p>	
町名	任期																																		
生野町	15. 4. 30 ~ 19. 4. 29																																		
和田山町	12. 11. 15 ~ 16. 11. 14																																		
山東町	14. 4. 21 ~ 18. 4. 20																																		
朝来町	14. 4. 21 ~ 18. 4. 20																																		
町名	現法定数	現条例定数																																	
生野町	22人	14人																																	
和田山町	26人	18人																																	
山東町	22人	14人																																	
朝来町	22人	16人																																	
合計		62人																																	

議会の議員の定数及び任期の取り扱い方法

区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	合併後 2 年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	<p>地方自治法第 91 条第 2 項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第 254 条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。</p> <p>地方自治法第 91 条第 2 項 人口 5 万人未満の市 26 人 （平成 15 年 1 月 1 日から施行）</p> <p>* 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第 254 条）</p>	<p>設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。</p> <p>* 合併後の人口が 5 万人未満の場合 = 26 人 2 倍を超えない範囲 26 人 × 2 = 52 人以内</p> <p>この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。（合併特例法第 6 条第 1 項）</p>	<p>地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第 91 条の規定に至るまで減少する。</p>
4 選 挙 期 日	設置の日から 50 日以内に設置選挙 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	設置の日から 50 日以内に設置選挙 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	設置選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選 挙 区	<p>条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第 15 条第 6 項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第 9 条）</p>		-

協議第 5 0 号

電算システム関係事業について

電算システム関係事業について提出する。

平成 1 5 年 3 月 1 3 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

電算システム関係事業について

- 1 新市の電算システム（基幹業務）については、合併時に南但広域行政事務組合のシステムに統合する。電算システムの統合にあたっては、住民サービスの向上が図れるよう調整する。
- 2 4町及び朝来郡広域行政事務組合のネットワークシステムは、合併時に調整する。
- 3 4町及び朝来郡広域行政事務組合が単独で運用しているシステムについては、合併時に調整する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	電算システム関係事業の取り扱い		事務事業名	電算システム関係事業に関すること			
関係項目							
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード		分科会名	
課題・問題点(現況)			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
1. 電算システム(基幹業務)については、和田山町、山東町、朝来町、朝来郡広域行政事務組合は南但広域行政事務組合において共同電算処理をしているが、生野町は単独で電算処理をしている。			合併時に統合する。		新市の電算システム(基幹業務)については、合併時に南但広域行政事務組合のシステムに統合する。電算システムの統合にあたっては、住民サービスの向上が図れるよう調整する。		
2. 4町及び朝来郡広域行政事務組合は、それぞれ業務に必要なシステムを導入し、ネットワークにより運用しているが、内容や接続状況に違いがある。			合併時に再編する。		4町及び朝来郡広域行政事務組合のネットワークシステムは、合併時に調整する。		
3. 4町及び朝来郡広域行政事務組合の単独システムの統一化を図る必要がある。			合併時に再編する。		4町及び朝来郡広域行政事務組合が単独で運用しているシステムについては、合併時に調整する。		

電算システム（基幹業務）

項 目				生野町	和田山町	山東町	朝来町	朝来郡広域	
				単独処理	南但広域電算処理				
処理項目				さくらケーシーエス	NEC神戸				
				オフコン処理 その他処理(パソコン)	オンライン処理 南但広域処理				
住民関係	住民記録	住民異動・証明書発行	住民票・転出証明書・記載事項証明等					-	
	印鑑登録	登録・廃止・改印等	印鑑証明・登録原票・抹消通知等					-	
	国民年金	資格得喪事務	記録書・納付証明・異動連絡票等					-	
	住基ネットワーク	全国ネットワーク	広域交付住民票等		C S	C S	C S	-	
税務関係	住民税	住民税賦課・課税状況	税額通知書・申告書等					-	
	軽自動車税	軽自動車税賦課・車両状況等	廃車証明・標識交付証明書等					-	
	国民健康保険税	国保税賦課・税額試算	課税台帳・調整交付金資料等					-	
	固定資産税（土地・家屋・償却	固定資産税賦課状況・一筆等状況	名寄帳・課税明細書等					-	
	法人住民税	法人住民税賦課・課税状況等	課税台帳・索引簿等					-	
	口座・納組	口座異動・納付組織異動	-					-	
	税収納管理	税収納状況	納付書・督促状・調定表等					-	
	税証明	各種証明書発行	納税証明・評価証明・公課証明書等					-	
	納税管理人	納管人異動	-					-	
	住民登外住民（法人・町外者等	住民登録外住民情報管理	住登外登録一覧表					-	
	共有者	共有者異動	共有者一覧表					-	
	送付先	送付先異動	-					-	
福祉関係	児童手当	資格管理・振込F D作成	支払通知書等					-	
	保育料	入所児童管理	納付書・児童名簿・徴収簿等					-	
	福祉一般	各種抽出リスト作成	各種抽出リスト					-	
	国民健康保険	資格異動	被保険者証・異動届出書					-	
	老人保健	受給者証作成	受給者証等					-	
	介護保険	資格・保険料・受給者・給付管理	被保険者証・納付書・各種台帳等					-	
	老人ホーム	入所者管理・納付書作成	納付書	-	-	-	-	-	
	福祉医療（乳児・母子・身障等	受給者証作成	各受給者証等					-	
総務関係	選挙	選挙権管理・投票区異動等	選挙人名簿・入場券等					-	
	起債	起債情報管理	償還表等					-	
	消防	団員情報異動	表彰対象者一覧表等					-	
その他	交通災害	加入者管理	台帳（一覧表）・納付書					-	
	教育	入学通知書作成	入学通知書					-	
	保健	健診関係帳票作成	健診申込書・受診票等	-				-	
	衛生	し尿処理・ごみ収集料金管理	納付書等	-	-	-	-	-	
	住宅	町営住宅入所者管理	台帳・家賃納付書					-	
	上水道	料金計算・収納消込	納付書・口座振替済通知等					-	
	下水道	料金計算・収納消込	納付書・口座振替済通知等				-	-	
	住宅貸付償還	住宅新築資金貸付管理	貸付台帳等		-	-	-	-	

庁内LANの状況

			生野町		和田山町		山東町		朝来町		朝来郡広域	
システム区分			財務会計システム	グループウェア	財務会計システム	グループウェア	財務会計システム	グループウェア	財務会計システム	グループウェア	グループウェア	グループウェア
ネットワーク			本庁 保健センター 町民会館 中央公民館	本庁 保健センター 町民会館 中央公民館 給食センター 生野書院 生野幼稚園 奥銀谷幼児センター 栃原幼児センター 第2保育所	本庁 福祉課 保健センター 文化会館 温水プール 図書館 中央公民館 和田山中学校 系井小学校 大蔵小学校 枚田小学校 東河小学校 竹田小学校 防災センター 給食センター	LAN整備済み (システム導入検討中)	本庁 中央公民館 企業課 西宮市立山東少年自然の家 ヒメハナ公園 梁瀬中学校 梁瀬小学校 粟鹿小学校 与土土小学校	本庁 中央公民館 企業課 西宮市立山東少年自然の家 ヒメハナ公園	本庁 中央公民館 ささゆりテレビ あさがおホール多目的ホール 学校給食センター 福祉会館 多々良木みのり館 あさご芸術の森美術館 スカイピラさのう道の駅あさご 朝来中学校 中川小学校 山口小学校 中川幼稚園 山口幼稚園 ひばり保育所 こばと保育所	本庁 中央公民館 ささゆりテレビ あさがおホール多目的ホール 学校給食センター 福祉会館 多々良木みのり館 あさご芸術の森美術館 スカイピラさのう道の駅あさご 中川幼稚園 山口幼稚園 ひばり保育所 こばと保育所	事務局 総務課 環境課 農業共済課 出納室	消防本部(署) 生野出張所
			グループウェア	導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目	平成14年度 ㈱システムリサーチ 日本電気㈱ スケジュール管理、施設予約、メール、電子会議室等	平成13年度 日本電気㈱ 日本電気㈱ 予算編成、予算執行・管理、出納業務、決算統計	平成13年度 ㈱サイボーズ 富士通㈱ スケジュール管理、施設予約、メール、回覧版等	平成14年度 富士通㈱神戸支社 富士通㈱ 掲示板、会議室予約、メール等	平成14年度 -	平成14年度 NECほか メール	平成14年度 -	平成14年度 ㈱サイボーズ 日本電気㈱ 文書管理、施設予約メール、回覧版等
関係業務	財務会計	導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目	平成8年度 ㈱さくらケーシーエス 富士通㈱ 予算編成、予算執行・管理、出納業務、決算統計	平成13年度 日本電気㈱ 日本電気㈱ 予算編成、予算執行・管理、出納業務、決算統計	平成13年度 ㈱内田洋行 富士通㈱ 予算編成、予算執行・管理 出納業務	平成11年度 富士通㈱ 富士通㈱ 予算編成、予算執行・管理 出納業務						
		導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目										
	例規検索	導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目										
		導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目										
	施設予約	導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目										
		導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目										
図書蔵書	導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目							平成13年度 富士通㈱ 富士通㈱ 図書蔵書検索				
	導入時期 システム導入先 電算機器 処理項目											

その他のネットワークの状況

		生野町	和田山町	山東町	朝来町	朝来郡広域
兵庫県災害対応 総合情報 ネットワーク システム	ネットワーク	兵庫県、県内市町				
	システム導入先	兵庫県	同左	同左	同左	同左
	電算機器 処理項目	日本IBM 災害情報報告等				
介護認定審査会 システム	ネットワーク	兵庫県介護保険課 朝来郡介護認定審査会				
	システム導入先	富士通(株)	同左	同左	同左	
	電算機器 処理項目	介護認定に関する事項 資格登録、申請登録 認定調査、主治医意見書入力 介護保険月報等				
長寿の郷 システム	ネットワーク	但馬長寿の郷 健康福祉事務所 但馬管内市町	同左	同左	同左	
	システム導入先	長寿の郷				
	電算機器 処理項目	富士通(株) テレビ電話による会議、情報交換等				
国民年金 被保険者情報	ネットワーク	社会保険業務センター	同左	同左	同左	
	システム導入先	社会保険業務センター				
	電算機器 処理項目	富士通(株) 国民年金被保険者記録				
児童手当勘定業務 関連システム	ネットワーク	厚生労働省、兵庫県	同左	同左	同左	
	システム導入先	兵庫県				
	電算機器 処理項目	富士通(株) 児童手当勘定業務(申請書、報告書)				
和田山スカイネット ジャパン	ネットワーク		和田山町教育委員会、住民課 町内小中学校 中央公民館、図書館 システムリサーチ			
	システム導入先		富士通(株)ほか			
	電算機器 処理項目		情報交換・行事業内等			
健康情報システム (健康家族21)	ネットワーク	保健センター、町民福祉課	保健センター、福祉課	民生課(課内)		
	システム導入先	アトラス情報サービス(株)	アトラス情報サービス(株)	アトラス情報サービス(株)		
	電算機器 処理項目	富士通(株) 健康管理、母子管理、訪問活動管理等	富士通(株) 健康管理、母子管理、訪問活動管理等	富士通(株) 健康管理、母子管理、訪問活動管理等		
栄養士支援情報 システム	ネットワーク			民生課(課内)		
	システム導入先			アトラス情報サービス(株)		
	電算機器 処理項目			富士通(株) 栄養価表示、献立成分分析等		
農業共済 ネットワーク システム	ネットワーク					兵庫県農業共済組合連合会
	システム導入先					さくらリース(株)
	電算機器 処理項目					富士通(株) データ通信、システム管理

単独システム状況

単独システム状況		生野町	和田山町	山東町	朝来町	朝来郡広域
人事給与システム	システム導入先 処理項目	㈱さくらケーシーエス 給与計算、人事記録等	同左	同左	同左	同左
決算統計システム	システム導入先 処理項目			㈱内田洋行 決算統計	富士通鳥取システムエンジニアリング㈱ 決算統計	
退職報償金請求システム(消防)	システム導入先 処理項目	消防団員等公務災害等共済基金 退職報償金請求、団員管理	同左	同左	同左	
業者管理システム	システム導入先 処理項目			富士通鳥取システムエンジニアリング㈱ 業者検索		
DTPシステム	システム導入先 処理項目				㈱住友金属システムソリューションズ 広報の編集	
CATV加入者管理システム	システム導入先 処理項目		シンクレイヤ 加入者情報管理、利用料金計算等		㈱システムリサーチ 加入者登録、課金管理	
ホームターミナル管理システム	システム導入先 処理項目		シンクレイヤ ホームターミナル管理			
戸籍総合システム	システム導入先 処理項目	富士ゼロックスシステムサービス㈱ 戸籍関係全般	同左	同左	同左	
国保情報データベース	システム導入先 処理項目	㈱さくらケーシーエス 事業月報・年報、補助金申請等	同左	同左	同左	
ケアプランシステム	システム導入先 処理項目		富士通鳥取㈱ ケアプラン作成、給付管理等			
住民管理システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 住民管理	同左	同左		
母子管理システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 幼児健診管理、予防接種管理	同左	同左		
検診管理システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 検診結果管理等	同左	同左		
検診申込管理システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 検診申込管理、受診予約者管理	同左	同左		
身体障害者管理システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 要援護者管理	同左	同左		
訪問活動管理システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 訪問活動記録	同左	同左		
栄養士支援情報システム	システム導入先 処理項目	アトラス情報サービス㈱ 栄養価表示、献立成分分析表等		生野町と同じ		
税務地図情報システム	システム導入先 処理項目	朝日航洋㈱ 土地、家屋の表示、検索、航空写真等	㈱パスコ 画地認定(土地)	朝日航洋㈱ 土地、家屋の表示、検索、航空写真等		
家屋評価システム	システム導入先 処理項目			㈱オカダヤ 木造家屋部分別評点調査表		
固定資産税評価システム	システム導入先 処理項目				パスコ 土地閲覧	
住民税申告支援システム	システム導入先 処理項目	㈱さくらケーシーエス 申告書入力、住民税課税	㈱システムリサーチ 申告書入力、住民税課税	同左	同左	
水田情報管理システム	システム導入先 処理項目		インテック 生産調整、実施面積等の管理	同左	㈱さくらケーシーエス 生産調整、実施面積等の管理	
農地等情報総合管理システム	システム導入先 処理項目				ソリマチ㈱ 農地法に基づく許可、届出処理	
林業積算システム	システム導入先 処理項目			アビグローバル 林業関係積算		
土地改良事業積算システム	システム導入先 処理項目	兵庫県土連 土地改良工事積算	同左	同左	同左	
地籍調査事務支援システム	システム導入先 処理項目			国土情報開発㈱ 地籍簿、地籍調査票、地籍図の作成等	同左	
地籍調査成果管理システム	システム導入先 処理項目			国土情報開発㈱ 図形処理、図面編集、測量計算等		

単独システム状況

単独システム状況		生野町	和田山町	山東町	朝来町	朝来郡広域
土木積算システム	システム導入先 処理項目	㈱さくらケーシーエス 土木工事積算	㈱豊岡情報センター 土木工事積算	同左	㈱さくらケーシーエス 土木工事積算	
屋外広告物管理システム	システム導入先 処理項目		国際航業㈱兵庫営業所 屋外広告物事務			
道路台帳管理システム	システム導入先 処理項目		国際航業㈱兵庫営業所 道路台帳管理			
法定公共物管理システム	システム導入先 処理項目			朝日航洋㈱ 法定外公共物等の管理	国土情報開発㈱ 法定・法定外管理全般	
施設台帳管理システム	システム導入先 処理項目	(社)文教施設協会 公立学校施設台帳、実態調査等	同左	同左	同左	
図書館システム	システム導入先 処理項目		千代田興産㈱ 図書資料管理、貸出管理			
会員管理システム (温水プール)	システム導入先 処理項目		アダチインフォメーションリサーチ 会員管理、会費収納記録			
窓口チケット販売システム	システム導入先 処理項目		モリモトシステムリサーチ チケット予約販売、友の会会員管理			
施設予約管理システム	システム導入先 処理項目		㈱エイ・エス・ピー 文化会館施設予約管理、料金計算			
公営企業会計システム	システム導入先 処理項目	常盤電機㈱ 予算編成、予算執行・管理、出納業務	協立機電工業㈱ 予算編成、予算執行・管理、出納業務	㈱フューチャーイン 予算編成、予算執行・管理、出納業務	タップス 予算編成、予算執行・管理、出納業務	
上下水道管理システム	システム導入先 処理項目			朝日航洋㈱ 上下水道管路図等		
上水道集中監視システム	システム導入先 処理項目	常盤電機㈱ 水道施設の監視	自立㈱ 水道施設の監視	大阪機工 水道施設の監視	常盤電機㈱ 水道施設の監視	
下水道台帳システム	システム導入先 処理項目		㈱メイケン 下水道台帳管理、管路図	朝日航洋㈱ 上下水道管路図等		
防火対象物統計ソフト	システム導入先 処理項目					㈱サンシステムズ 防火対象物統計
救急統計システム	システム導入先 処理項目					㈱サンシステムズ 救急統計
農作物共済システム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 損害評価処理等
家畜共済システム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 損害評価処理等
畑作物共済システム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 損害評価処理等
園芸施設共済システム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 損害評価処理等
建物共済システム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 引受処理、推進委員手当等
農機具共済システム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 引受処理
経理システム (農業共済会計)	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 農業共済会計経理
経理システム (建物農機具共済)	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 建物農機具共済会計経理
N I Cシステム	システム導入先 処理項目					さくらリース㈱ 農家情報管理、組合等情報管理

協議第 5 1 号

学校教育関係事業（その 1）について

学校教育関係事業（その 1）について提出する。

平成 1 5 年 3 月 1 3 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

学校教育関係事業（その 1）について

- 1 通学区域・統合問題に関すること
 - (1) 通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 生野町の小学校統合問題については、新市に引き継ぐ。

- 2 通学支援に関すること
 - (1) スクールバス運行业務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 遠距離通学補助については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (3) 通学自転車購入補助については、合併時まで調整する。
 - (4) 通学安全対策については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において総合的に検討する。

- 3 心身障害児就学支援に関すること
 - (1) 心身障害児通学補助については、合併時に山東町の制度を基に調整する。
 - (2) 特殊学校就学奨励費については、合併時に生野町の制度を基に調整する。

4 幼稚園に関すること

- (1) 保育年限については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、学級編成については、合併時までに調整する。
- (2) 休業日については、合併時までに調整する。
- (3) 授業料については、合併時までに調整する。

5 学校給食に関すること

- (1) 調理所については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、新市において施設の更新、統合を視野に入れた調整を図る。
- (2) 学校給食運営団体については、合併後速やかに再編する。
目的、委員構成、任期、報酬等については、合併時までに調整する。
- (3) 給食日数については、合併時までに調整する。
給食費については、給食日数、献立等を勘案し、合併時までに調整する。
会計区分については、合併時までに調整する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	学校教育関係事業（その1）			事務事業名	通学支援に関すること		
関係項目	スクールバス運行業務、遠距離通学補助、通学自転車購入補助、通学安全対策						
専門部会番号	H	専門部会名	教育部会	分科会コード	H1	分科会名	学校教育分科会
課題・問題点（現況）			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
<p>1．スクールバス運行業務 4町で対応が異なっている。</p> <p>2．遠距離通学補助 生野町、和田山町、朝来町に制度がある。 内容がそれぞれ異なっている。 生野町 中学校への通学（路線バス） 和田山町 中学校への通学（列車） 朝来町 小学校、中学校への通学（路線バス）</p> <p>3．通学自転車購入補助 生野町、和田山町、朝来町に制度がある。 内容がそれぞれ異なっている。</p> <p>4．通学安全対策 生野町の一部地域において、安全パトロールを委託実施している。</p>			<p>存続する。</p> <p>存続する。</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>存続する。</p>		<p>スクールバス運行業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>遠距離通学補助については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>通学自転車購入補助については、合併時まで調整する。</p> <p>通学安全対策については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において総合的に検討する。</p>		

事務一元化分析調書

協議項目	学校教育関係事業（その1）			事務事業名	幼稚園に関すること																																					
関係項目	保育年限、休業日、授業料																																									
専門部会番号	H	専門部会名	教育部会	分科会コード	H1	分科会名	学校教育分科会																																			
課題・問題点（現況）				調 整 案																																						
				調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針																																				
<p>1．保育年限等が4町で異なっている。</p> <p>2．4町で春季、夏季、冬季の休業日が異なっており、統一が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>春 季</th> <th>夏 季</th> <th>冬 季</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生野町</td> <td>3/25～4/ 5</td> <td>7/21～8/31</td> <td>12/25～1/ 7</td> <td>6 8日</td> </tr> <tr> <td>和田山町</td> <td>3/21～4/ 7</td> <td>7/21～8/31</td> <td>12/21～1/ 7</td> <td>7 8日</td> </tr> <tr> <td>山東町</td> <td>3/22～4/ 8</td> <td>7/20～8/31</td> <td>12/24～1/ 8</td> <td>7 7日</td> </tr> <tr> <td>朝来町</td> <td>3/24～4/ 7</td> <td>7/21～9/ 1</td> <td>12/24～1/ 8</td> <td>7 4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3．4町で授業料が異なっており、統一が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>授 業 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生野町</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>和田山町</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>山東町</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>朝来町</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>					春 季	夏 季	冬 季	日 数	生野町	3/25～4/ 5	7/21～8/31	12/25～1/ 7	6 8日	和田山町	3/21～4/ 7	7/21～8/31	12/21～1/ 7	7 8日	山東町	3/22～4/ 8	7/20～8/31	12/24～1/ 8	7 7日	朝来町	3/24～4/ 7	7/21～9/ 1	12/24～1/ 8	7 4日		授 業 料	生野町	5,700円	和田山町	5,900円	山東町	5,700円	朝来町	5,500円	<p>存続する。</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>合併時に再編する。</p>		<p>保育年限については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、学級編成については、合併時まで調整する。</p> <p>休業日については、合併時まで調整する。</p> <p>授業料については、合併時まで調整する。</p>	
	春 季	夏 季	冬 季	日 数																																						
生野町	3/25～4/ 5	7/21～8/31	12/25～1/ 7	6 8日																																						
和田山町	3/21～4/ 7	7/21～8/31	12/21～1/ 7	7 8日																																						
山東町	3/22～4/ 8	7/20～8/31	12/24～1/ 8	7 7日																																						
朝来町	3/24～4/ 7	7/21～9/ 1	12/24～1/ 8	7 4日																																						
	授 業 料																																									
生野町	5,700円																																									
和田山町	5,900円																																									
山東町	5,700円																																									
朝来町	5,500円																																									

事務一元化分析調書

協議項目	学校教育関係事業（その1）			事務事業名	学校給食に関すること		
関係項目	学校給食業務、学校給食運営団体、給食日数・給食費・会計区分						
専門部会番号	H	専門部会名	教育部会	分科会コード	H5	分科会名	学校給食分科会
課題・問題点（現況）				調 整 案			
				調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針	
<p>1. 学校給食業務 生野町、和田山町、朝来町は、それぞれに共同調理所を設置している。 山東町は、町内の4校それぞれに調理所を設置している。 和田山町、山東町、朝来町では、調理方式をドライ方式に変更する必要がある。</p> <p>2. 4町にそれぞれ学校給食運営団体が組織されている。 生野町 学校給食共同調理場運営委員会 和田山町 給食会 山東町 給食業務打合せ会 朝来町 学校給食運営委員会 目的、委員構成、任期、報酬等が異なっている。</p> <p>3. 給食日数・給食費・会計区分が4町でそれぞれ異なっている。</p>				<p>存続する。</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>合併時に再編する。</p>		<p>調理所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、新市において施設の更新、統合を視野に入れた調整を図る。</p> <p>学校給食運営団体については、合併後速やかに再編する。 目的、委員構成、任期、報酬等については、合併時まで調整する。</p> <p>給食日数については、合併時まで調整する。 給食費については、給食日数、献立等を勘案し、合併時まで調整する。 会計区分については、合併時まで調整する。</p>	

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会

H 教育分科会		H1 学校教育分科会			
事務事業名					
通学区域・統合問題に関すること					
項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
概要	<p>【概要】 入学する児童生徒の保護者に対して、入学期日及び就学すべき学校の指定をする。 家庭の事情等により区域外就学を希望する場合は区域外就学の手続きをする。教育委員会間の区域外就学の場合、教育委員会間で協議書を交わす。</p>	<p>【概要】 同 左</p>	<p>【概要】 同 左</p>	<p>【概要】 同 左</p>	
中学校	<生野中学校> 生野町全域	<和田山中学校> 和田山町全域	<梁瀬中学校> 山東町全域	<朝来中学校> 朝来町全域	
小学校	<p><生野小学校> 口銀谷、上生野、円山、小田和、菖蒲沢、白口、北真弓、南真弓、川尻</p> <p><奥銀谷小学校> 猪野々、奥銀谷、小野、新町、緑ヶ丘、竹原野、黒川</p> <p><栃原小学校> 栃原</p>	<p><枚田小学校> 和田山、枚田、玉置、桑原、法興寺、枚田岡、立ノ原、市御堂、比治、柳原、駅北、(和田山駅前)</p> <p><東河小学校> 弥生が丘、岡田、野村、中、東和田、久田和、宮、白井</p> <p><大蔵小学校> 寺谷、東谷、平野、土田、宮田、法道寺、岡、宮内、高田</p> <p><糸井小学校> 林垣、秋葉台、寺内、室尾、高生田、市場、和田、内海、竹ノ内、朝日(5年生以上の児童は本校へ、4年生以下の児童は分校へ)</p> <p><竹田小学校> 久世田、久留引、竹田、柴町、筒江、加都、安井、三波、殿、藤和(5年生以上の児童は本校へ、4年生以下の児童は分校へ)</p>	<p><梁瀬小学校> 滝田、大垣、矢名瀬町、新堂、大内、塩田、野間、金浦、末蔵、大月、楽音寺、小谷</p> <p><粟鹿小学校> 粟鹿、柴、一品、早田、和賀</p> <p><与布土小学校> 柊木、溝黒、喜多垣、迫間、与布土、森、三保、越田、柿坪</p>	<p><中川小学校> 物部、桑市、立脇、多々良木、石田、伊由市場、沢、山内、納座、川上</p> <p><山口小学校> 山口、立野、新井、八代、上八代、山本、羽淵、口田路、中田路、奥田路、元津、上岩津、土肥、老波、佐中、平野、神子畑</p>	
幼稚園	<p>町内のでこの幼稚園にも通学可能</p> <p><生野幼稚園></p> <p><奥銀谷幼稚園></p> <p><栃原幼稚園></p>	<p><和田山幼稚園> 和田山、枚田、玉置、桑原、法興寺、枚田岡、立ノ原、市御堂、比治、柳原、駅北(和田山駅前)</p> <p><東河幼稚園> 弥生が丘、岡田、野村、中、東和田、久田和、宮、白井</p> <p><大蔵幼稚園> 寺谷、東谷、平野、土田、宮田、法道寺、岡、宮内、高田</p> <p><竹内幼稚園> 市場、和田、内海、竹ノ内、朝日(分校へ)</p> <p><寺内幼稚園> 林垣、秋葉台、寺内、室尾、高生田</p> <p><竹田幼稚園> 久世田、久留引、竹田、柴町、筒江、加都、安井、三波、殿、藤和(分校へ)</p>	<p><梁瀬幼稚園> 滝田、大垣、矢名瀬町、新堂、大内、塩田、野間、金浦、末蔵、大月、楽音寺、小谷</p> <p><粟鹿幼稚園> 粟鹿、柴、一品、早田、和賀</p> <p><与布土幼稚園> 柊木、溝黒、喜多垣、迫間、与布土、森、三保、越田、柿坪</p>	<p><中川幼稚園> 物部、桑市、立脇、多々良木、石田、伊由市場、沢、山内、納座、川上</p> <p><山口幼稚園> 山口、立野、新井、八代、上八代、山本、羽淵、口田路、中田路、奥田路、元津、上岩津、土肥、老波、佐中、平野、神子畑</p>	
小学校統合問題	<p>【児童数】 (平成14年10月1日現在) 生野小学校 198人 奥銀谷小学校 49人 栃原小学校 31人 合 計 278人</p> <p>【複式学級数】 奥銀谷小学校 1学級 栃原小学校 2学級</p> <p>【小学校統合問題】 ここ数年、町内の出生数が著しく減少し、栃原及び奥銀谷小学校においては、児童数が20人台及び30人台となり、複式学級が多くなっている。教育的見地から統合する必要に迫られている。</p>	<p>【児童数】 (平成14年10月1日現在) 糸井小学校 231人 大蔵小学校 201人 枚田小学校 384人 東河小学校 113人 竹田小学校 165人(内藤和分校1人) 合 計 1,094人</p> <p>【複式学級数】 現在は予定なし</p> <p>【小学校統合問題】 現在は予定なし</p>	<p>【児童数】 (平成14年10月1日現在) 梁瀬小学校 271人 粟鹿小学校 79人 与布土小学校 93人 合 計 443人</p> <p>【複式学級数】 与布土小学校 平成19年度に見込みあり</p> <p>【小学校統合問題】 現在は予定なし</p>	<p>【児童数】 (平成14年10月1日現在) 中川小学校 193人 山口小学校 256人 合 計 449人</p> <p>【複式学級数】 現在は予定なし</p> <p>【小学校統合問題】 現在は予定なし</p>	

H 教育分科会

H1 学校教育分科会

事務事業名

通学支援に関すること

(1 / 2)

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
<p>スクールバス運行</p>	<p>【概要】 神姫グリーンバスとの運行契約をしている。また、町がワゴン車を所有し運行を民間委託をしている。</p> <p>【内容】 <神姫グリーンバス（黒川地区）> 神姫グリーンバス運送契約（種10年4月1日）を結び生野駅裏から黒川までの運行補償金を支払う。それによって、中学生は教育委員会が発行するバス乗車証を提示し、登下校する。（4月～12月までの登校） 1月～3月までは運休。</p> <p><黒川地区スクールバス運行委託> 民間委託契約によりスクールバスを運行年間を通じ小学校児童を奥銀谷小学校へ神姫グリーンバス運休期間中（1月～3月）中学校生徒を生野中学校へ</p>	<p>【概要】 和田山中学校、糸井小学校がスクールバスを所有している。</p> <p>【内容】 <和田山中学校> バス2台 大蔵地区（岡、芳賀野） 竹田地区（殿、三波、藤和） 糸井地区（和田、竹ノ内、内海、朝日）</p> <p><糸井小学校> バス1台 和田、竹ノ内、内海、朝日</p> <p>【運転員】 嘱託運転員 3人 臨時運転員登録 5人</p>	<p>【概要】 梁瀬小学校がスクールバスを所有している。</p> <p>【内容】 <梁瀬小学校> バス1台 新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦、サントピア 該当児童は、小学校4学年以下（田ノ口、金浦は全児童）の児童及び幼児で教育委員会が必要と認めるとき</p> <p>【運転員】 嘱託運転員 1人 臨時運転員登録 1人</p>	<p>【概要】 町がスクールバスを4台所有している。</p> <p>【内容】 <小学校> 多々良木の一部、納座、川上、上八代、土肥、老波、佐中、平野、神子畑、中田路、奥田路、上岩津（3年生以下）</p> <p><幼稚園> 桑市、山口、羽羽、口田路以外の地区の幼児</p> <p><保育所> 添乗員が乗車した場合のみ、3歳以上の幼児</p> <p><その他> 教育委員会が必要と認めるとき</p> <p>【運転員】 嘱託運転員 4人 臨時運転員登録 5人</p>	
<p>遠距離通学費補助（小学校）</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>【目的】 本町立小学校に通学する児童で、遠隔地から通学する児童の通学を容易にし、保護者の経済的負担を軽減するため通学に要する経費を助成する。</p> <p>【内容】 当該バス会社の定める通学定期運賃等基準で算定された額をね定期券購入の際に保護者に支援する。</p> <p>【対象】 スクールバスを利用する地区うち、運行上スクールバスを利用できない地区の児童 身体上その他の理由により、特に教育委員会が認めた児童</p>	
<p>遠距離通学費補助（中学校）</p>	<p>【目的】 遠隔地から通学する生徒の通学を容易にし、保護者の経済的負担を軽減するため通学に要する経費を助成する。</p> <p>【内容】 栃原地区の中学校生徒の通学について神姫グリーンバス（栃原地区から生野駅裏）の定期券等を交付する。</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 列車通学助成 対象地区の1～3年生に対して、JR定期券を4、10月に支給する。</p> <p>【対象地区】 大蔵地区 高田 竹田地区 竹田下町、米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、久世田</p>	<p>／</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 定期バス通学による生徒に対する通学費助成は、当該バス会社の定める学生定期運賃基準で算定された額を、定期券購入の際に保護者に支給する。</p> <p>【対象】 中学校を起点とし指定通学路による通学距離が、2キロメートル以上で教育委員会の指定した通学方法により通学する生徒。</p>	

H 教育分科会 H1 学校教育分科会

事務事業名

通学支援に関すること

(2 / 2)

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
<p>通学自転車購入補助</p>	<p>【目的】 本町立中学校で遠隔地から通学する生徒の通学を容易にし、保護者の経済的負担を軽減するため通学に要する経費を助成する。</p> <p>【内容】 対象地区に対して、自転車代の一部を入学時に補助する。</p> <p>【対象地区】 新町、奥銀谷、小野、緑ヶ丘、竹原野、猪野々、円山、川尻</p> <p>【補助額】 一人当たり 25,000円</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 通学距離による、対象地区の1年生に対して、自転車代の一部を一学期に補助する。</p> <p>【対象地区】 自転車通学対象地区</p> <p>【補助額】 2 km～3 km未満 15,000円 3 km～4 km未満 20,000円 4 km～5 km未満 25,000円 5 km～6 km未満 30,000円 6 km以上 35,000円</p>	<p>△</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 遠距離自転車通学する対象地区の1年生に対し、自転車購入費の一部を入学時に補助する。</p> <p>【対象地区】 自転車通学対象地区</p> <p>【補助額】 1～3段階 2,700円 4段階 5,400円 5段階 7,400円 6段階 9,400円 7段階 13,500円 8段階 21,200円 9段階 23,600円</p>	
<p>通学安全対策</p>	<p>【概要】 通学路の安全を確保するため、事件、事故予想される事態において、安全対策を行う。 必要に応じて通学路や通学方法の変更、関係機関との連絡と対応する。</p> <p>【予算措置】 警備会社バトロール委託 1,430千円</p> <p>【目的】 川尻地区及び円山地区の、帰りの時間帯、午後2時半から午後6時半まで両地区を交互に警備会社の車による通学路バトロールを行っている。 生野小学校区の徒歩通学地域及び生野中学校の自転車通学地域である川尻地区及び円山地区は生野小学校から2キロから2.5キロの距離にあり、両地区は民家がない区間が比較的長く、さらに車の通行量も少ない状況となっている。さらに生野小学校の児童数が多いときには、最上級生が低学年を引率して集団登下校をしていたが、年々児童数が少なくなり、保護者より児童の安全通学に対する強い要望があり、通学の安全確保を図っている。</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【予算措置】 必要に応じて補正予算要求する。</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【予算措置】 同 左</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【予算措置】 同 左</p>	

H 教育分科会 | H1 学校教育分科会

事務事業名

心身障害児就学支援に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
心身障害児通学費補助	/	/	<p>【目的】 身体の不自由な児童生徒の通学を容易にするため、通学費の一部を助成することにより保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象】 ・就学困難な児童生徒</p> <p>【内容】 ・指定通学路がバス路線である場合、定期バス学生割引料金の1/2 ・指定通学路がバス路線でない場合及び、教育委員会がバス通学以外の方法を指定した場合は、教育委員会が認める金額</p> <p>現在対象者なし</p>	/	
<p>特殊学校就学奨励費</p> <p>【目的】 学齢児童生徒中、身体不自由、その他心身に故障のある者の完全就学の目標達成を図り、教育を受ける機会を実質的に与えることを目的とする。</p> <p>【費用予算】 一人1月5,000円</p> <p>【内容】 学期毎に支給 年度の初め 在学証明と申請書を保護者が提出</p>			/		

H 教育分科会	H1 学校教育分科会
---------	------------

事務事業名

幼稚園に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
幼稚園	<p>【幼稚園名及び定員】</p> <p>生野幼稚園 40人 奥銀谷幼稚園 60人 栃原幼稚園 60人</p> <p>【保育年限及び入園資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育年限は3カ年 ・入園資格は小学校就学3年前の幼児とする <p>【学級編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級の幼児は20人以下を原則とする 	<p>【幼稚園名及び定員】</p> <p>竹内幼稚園 70人 寺内幼稚園 35人 大蔵幼稚園 70人 和田山幼稚園 105人 東河幼稚園 35人 竹田幼稚園 70人</p> <p>【保育年限及び入園資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育年限は1カ年（竹内幼稚園は2カ年） ・入園資格は小学校就学1（2）年前の幼児とする <p>【学級編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級の幼児は35人以下を原則とする 	<p>【幼稚園名及び定員】</p> <p>梁瀬幼稚園 60人 粟鹿幼稚園 30人 与布土幼稚園 30人</p> <p>【保育年限及び入園資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育年限は1カ年 ・入園資格は小学校就学1年前の幼児とする <p>【学級編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級の幼児は30人以下を原則とする 	<p>【幼稚園名及び定員】</p> <p>山口幼稚園 120人 中川幼稚園 90人</p> <p>【保育年限及び入園資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育年限は2カ年 ・入園資格は小学校就学2年前の幼児とする <p>【学級編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級の幼児は30人以下を原則とする 	
学年及び休業日	<p>【学年及び休業日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる ・休業日（授業を行わない日） 1)国民の祝日に関する法律に定める日 2)日曜日及び土曜日 3)幼稚園創立記念日 4)春季休業日 3月25日から 4月 5日まで 5)夏季休業日 7月21日から 8月31日まで 6)冬季休業日 12月25日から翌年 1月 7日まで 	<p>【学年及び休業日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる ・休業日（授業を行わない日） 1)国民の祝日に関する法律に定める日 2)日曜日及び土曜日 3)幼稚園創立記念日 4)春季休業日 3月21日から 4月 7日まで 5)夏季休業日 7月21日から 8月31日まで 6)冬季休業日 12月21日から翌年 1月 7日まで 	<p>【学年及び休業日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる ・休業日（授業を行わない日） 1)国民の祝日に関する法律に定める日 2)日曜日及び土曜日 3)幼稚園創立記念日 4)春季休業日 3月22日から 4月 8日まで 5)夏季休業日 7月20日から 8月31日まで 6)冬季休業日 12月24日から翌年 1月 8日まで 	<p>【学年及び休業日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる ・休業日（授業を行わない日） 1)国民の祝日に関する法律に定める日 2)日曜日及び土曜日 3)幼稚園創立記念日 4)春季休業日 3月24日から 4月 7日まで 5)夏季休業日 7月21日から 9月 1日まで 6)冬季休業日 12月24日から翌年 1月 8日まで 	
授業料等	<p>【授業料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料は、在籍幼児1人につき 5,700円 ・授業料は8月分を免除 	<p>【授業料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料は、在籍幼児1人につき 5,900円 ・授業料は8月分を免除 	<p>【授業料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料は、在籍幼児1人につき 5,700円 ・授業料は8月分を免除 	<p>【授業料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料は、在籍幼児1人につき 5,500円 ・授業料は8月分を免除 	

H 教育分科会 H5 学校給食分科会

事務事業名

学校給食に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
学校給食業務	<p>【目的】 学校給食法第2条に規定する目的達成のため学校給食に必要な物資の調達、調理、運搬、その他の必要な事業を行う。</p> <p>【対象】(平成14年5月1日現在) 幼稚園 3園 生野幼稚園 32人 奥銀谷幼稚園 15人 栃原幼稚園 24人 小学校 3校 生野小学校 199人 奥銀谷小学校 50人 栃原小学校 30人 中学校 1校 生野中学校 152人 その他 教職員、調理所職員</p> <p>【施設】 調理等の業務を一括処理する施設として生野町立学校給食共同調理場を設置する。 平成11年開設</p> <p>【調理方式】 共同調理所ドライ方式</p> <p>【学校給食】 完全給食 週5回 パン給食 週2回 米飯給食 週3回 幼稚園2回 幼稚園は木曜給食なし</p> <p>【給食数及び給食日数】 幼稚園 3園 83食(125日) 小学校 3校 320食(183日) 中学校 1校 172食(180日) 共同調理場 8食 計 583食</p> <p>【調理能力】 600食</p> <p>【職員】 所長 1名 栄養士 1名(県職員) 事務職員 1名 調理士 4名(うち嘱託3名) 運転手 1名(嘱託)</p> <p>【関係機関】 ・県学校給食研究協議会 ・但馬学校給食研究協議会 ・南但集団給食施設協議会 ・県学校給食共同調理場研究協議会</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【対象】(平成14年5月1日現在) 幼稚園 6園 寺内幼稚園 22人 竹内幼稚園 9人 大蔵幼稚園 30人 和田山幼稚園 58人 東河幼稚園 21人 竹田幼稚園 26人 小学校 5校 系井小学校 231人 大蔵小学校 201人 枚田小学校 384人 東河小学校 113人 竹田小学校 165人 中学校 1校 和田山中学校 565人 その他 教職員、調理所職員</p> <p>【施設】 調理等の業務を一括処理する施設として和田山町立学校給食共同調理所を設置する。 昭和58年開設</p> <p>【調理方式】 共同調理所ウェット方式</p> <p>【学校給食】 完全給食 週5回 パン給食 週2回 米飯給食 週3回 幼稚園は5月開始</p> <p>【給食数及び給食日数】(含1分校) 幼稚園 6園 175食(165日) 小学校 5校 1,181食(184日) 中学校 1校 602食(177日) 共同調理所 15食 計 1,973食</p> <p>【調理能力】 3,000食</p> <p>【職員】 所長 1名 栄養士 1名(県職員) 事務職員 1名 調理員 8名 運転員 4名</p> <p>【関係機関】 同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【対象】(平成14年5月1日現在) 幼稚園 3園 梁瀬幼稚園 37人 粟鹿幼稚園 18人 与布土幼稚園 8人 小学校 3校 梁瀬小学校 271人 粟鹿小学校 81人 与布土小学校 91人 中学校 1校 梁瀬中学校 209人 その他 教職員、調理所職員</p> <p>【施設】 町内の4校にそれぞれ学校給食調理場を設置している。 梁瀬小学校 昭和57年開設 粟鹿小学校 昭和55年開設 与布土小学校 昭和59年開設 梁瀬中学校 昭和54年開設</p> <p>【調理方式】 単独校ウェット方式(4校)</p> <p>【学校給食】 完全給食 週5日 パン給食 週2回 米飯給食 週3回</p> <p>【給食数及び給食日数】 幼稚園 3園 80食(154日) 小学校 3校 570食(185日) 中学校 1校 260食(171日) 調理所分を含む 計 910食</p> <p>【調理能力】 1,300食(4校合計)</p> <p>【職員】 梁瀬小学校 3名(うち嘱託2名) 米飯給食臨時 1名 粟鹿小学校 2名(うち嘱託1名) 与布土小学校 2名(うち嘱託1名) 梁瀬中学校 3名(うち嘱託2名) 栄養士 1名(県職員) 米飯給食臨時 1名</p> <p>【関係機関】 ・県学校給食研究協議会 ・但馬学校給食研究協議会 ・南但集団給食施設協議会</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【対象】(平成14年5月1日現在) 幼稚園 2園 中川幼稚園 45人 山口幼稚園 73人 小学校 2校 中川小学校 191人 山口小学校 257人 中学校 1校 朝来中学校 235人 その他 教職員、調理所職員</p> <p>【施設】 調理等の業務を一括処理する施設として朝来町立学校給食共同調理場を設置する。 昭和47年開設</p> <p>【調理方式】 共同調理所ウェット方式</p> <p>【学校給食】 完全給食 週5回 パン給食 週2回 米飯給食 週3回 幼稚園は副食、牛乳のみ</p> <p>【給食数及び給食日数】 幼稚園 2園 127食(170日) 小学校 2校 484食(184日) 中学校 1校 252食(180日) 共同調理場 9食 計 872食</p> <p>【調理能力】 1,200食</p> <p>【職員】 所長 1名 栄養士 1名(県職員) 運転士 1名(シブシブ-委託) 調理員 6名(嘱託)</p> <p>【関係機関】 生野町に同じ</p>	

H 教育分科会 **H5 学校給食分科会**

事務事業名

学校給食に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
学校給食運営団体	<p>学校給食共同調理場運営委員会</p> <p>【目的】 学校給食共同調理場の運営に関する重要な事項の審議及びこれに必要な調査、研究等を行う。</p> <p>【委員の構成】 教育委員 2名 学校長 4名 育友会長 4名 学校医 2名 調理場 3名</p> <p>【委員の任期】 1年</p> <p>【委員報酬】 年額 8,900円</p> <p>【活動状況】 定例会年1回、その他必要に応じて随時開催</p>	<p>給食会</p> <p>【目的】 給食会は町費で支弁されない調理場における学校給食の事業を所掌する。</p> <p>【委員の構成】 教育委員 2名 調理場 2名 町職員 3名 学校長 6名 学校教諭 3名(養護教員を含む) PTA会長 6名 学校医 1名 学識経験者 2名</p> <p>給食会の内部組織として運営委員会を設置 《目的》 調理場の運営に関する重要な事項の審議及びこれに必要な調査、研究等を行ない、所長に助言する。 《委員の構成》 学校長、PTA</p> <p>【委員の任期】 1年</p> <p>【委員報酬】 なし</p> <p>【活動状況】 定例会年1回、その他必要に応じて随時開催</p>	<p>給食業務打合せ会</p> <p>【目的】 小中学校児童生徒の健康管理及び栄養バランスのとれた食事のあり方や、「食」に対する意識の高揚及び「食」についての衛生管理などの実践的態度の育成を図り、心身ともに健康で安全な生活を送るための効果的な場づくりを目的とする。</p> <p>【委員の構成】 (1) 小・中学校長 4名 (2) 栄養士 1名 (3) 技能士 4名 (4) 教育委員会 2名</p> <p>【活動内容】 (1) 毎日の給食の献立メニュー検討 (2) 食材と購入先の調整 (3) 調理員の作成</p> <p>【活動状況】 毎月1回開催 ・衛生研修会 ・定期点検(マニュアルあり)</p>	<p>学校給食運営委員会</p> <p>【目的】 学校給食実施のために必要な重要事項について審議し、給食むの円滑な運営を図る。</p> <p>【委員の構成】 小中学校長および幼稚園長 3名 小中学校育友会長 3名 幼小中学校給食担当 5名 学校教育課長 1名 助役または財政担当課長 1名 学識経験者 2名 (議会文教厚生委員長及び学校医代表) ・教育長は教育委員会を代表して委員となり会議に出席する。</p> <p>【委員の任期】 1年</p> <p>【委員報酬】 5,500円 (公務出席を除く)</p> <p>【活動状況】 定例会年1回、その他状況に応じて随時開催</p>	
給食日数・給食費	<p>【目的】 毎月給食費を徴収し、これを持って給食物資の購入に充てる。</p> <p>【給食日数及び給食費】 給食日数 月 額 1食あたり 幼稚園 125日 2,500円 200円 小学校 183日 3,700円 230円 中学校 180日 4,000円 250円 職員の給食費は児童、生徒と同じ</p> <p>【収納方法】 口座振替(収納先:生野町収入役口座)</p> <p>【会計区分】 一般会計</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【給食日数及び給食費】 給食日数 月 額 1食あたり 幼稚園 165日 3,300円 200円 小学校 184日 3,500円 210円 中学校 177日 3,700円 230円 職員の給食費は児童、生徒と同じ</p> <p>【収納方法】 納付書納付(4枚綴り) 一部振替(PTA、学校担当者、学校長)</p> <p>【会計区分】 給食会会計</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【給食日数及び給食費】 給食日数 月 額 1食あたり 幼稚園 154日 3,800円 220円 小学校 185日 3,800円 220円 中学校 171日 4,100円 260円 職員の給食費は児童、生徒と同じ</p> <p>【収納方法】 各校毎に給食会計担当教諭が徴収</p> <p>【会計区分】 各学校給食会計</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【給食日数及び給食費】 給食日数 月 額 1食あたり 幼稚園 170日 2,950円 175円 小学校 184日 3,600円 215円 中学校 180日 3,900円 240円 職員の給食費は幼稚園のみ3,300円/月 その他の職員は児童、生徒と同じ</p> <p>【収納方法】 幼稚園 口座振替 小中学校 現金納付</p> <p>【会計区分】 各学校給食会計</p>	

協議第52号

国際・国内交流事業について

国際・国内交流事業について提出する。

平成15年3月13日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄

国際・国内交流事業について

- 1 国際交流、姉妹・友好都市関係
 - (1) 姉妹都市・友好関係にある都市については、合併時に存続の方向で、相手方の意向を確認する。
 - (2) 姉妹校・友好関係にある学校については、合併時に存続の方向で、相手校の意向を確認する。
 - (3) 交流協会については、4町の交流協会と協議のうえ、合併後速やかに組織の統一に向け調整する。
補助金については、組織の再編に併せ調整する。
 - (4) 国際子どもサミットについては、合併時に和田山町の制度を基に調整する。
- 2 その他交流事業に関すること
 - (1) 交流事業の推進については、現行のまま新市に引き継ぐ。
補助金については、合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	国際・国内交流事業			事務事業名	国際交流、姉妹・友好都市交流		
関係項目	姉妹都市・友好都市、姉妹校・友好関係にある学校、交流協会、国際子どもサミット						
専門部会番号	H	専門部会名	教育部会	分科会コード	H4	分科会名	文化・交流分科会
課題・問題点(現況)			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
<p>1. 姉妹都市・友好都市</p> <p>和田山町、朝来町が姉妹都市提携を行っている。</p> <p>山東町が西宮市と友好関係にある。</p> <p>朝来町が播磨町と友好関係にある。</p>			<p>存続する。</p>		<p>姉妹都市・友好関係にある都市については、合併時に存続の方向で、相手方の意向を確認する。</p>		
	相手先	所在地	提携年月日	備 考			
和田山町	ニューバーグ市	アメリカ(オレゴン州)	H12. 7.30	姉妹都市			
山東町	西宮市	兵庫県	提携なし	友好関係			
朝来町	パース町 播磨町	カナダ(オンタリオ州) 兵庫県(加古郡)	H12. 7. 5 提携なし	姉妹都市 友好関係			

事務一元化分析調書

協議項目	国際・国内交流事業			事務事業名	国際交流、姉妹・友好都市交流		
関係項目	姉妹都市・友好都市、姉妹校・友好関係にある学校、交流協会、国際子どもサミット						
専門部会番号	H	専門部会名	教育部会	分科会コード	H4	分科会名	文化・交流分科会
課題・問題点(現況)				調 整 案			
				調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針	
2. 姉妹校・友好関係にある学校 生野町、和田山町が姉妹校提携を行っている。 生野町、山東町、朝来町が友好関係にある学校を持っている。				存続する。		姉妹校・友好関係にある学校については、合併時に存続の方向で、相手校の意向を確認する。	
	学 校	相手先	所在地	提携年月日	備 考		
生野町	生野中学校 町内3小学校	PWミニスクール カナディアンアカデミー	カナダ(ブリティッシュコロンビア州) 兵庫県(神戸市)	H7.10.7 提携なし	姉妹校 友好関係		
和田山町	和田山中学校 " 竹田小学校を幹事とした町内5校 東河小学校	蒙古族学校 シャヘイラムバレー校 内蒙古民族師範学校 公園路小学校	中国(内蒙古自治区) アメリカ(オレゴン州) 中国(内蒙古自治区) 中国(内蒙古自治区)	S62.7.2 H2.5.24 H4.10.2 H8.4.23	姉妹校 " " "		
山東町	梁瀬中学校 " 町内3小学校	マウントテーバー中学校 マウンテンビュー中学校 上海市内の小学校	アメリカ(オレゴン州) " 中国(上海市)	提携なし " "	友好関係 " "		
朝来町	朝来中学校	アシュベリーカレッジ	カナダ(オンタリオ州)	提携なし	友好関係		

事務一元化分析調書

協議項目	国際・国内交流事業			事務事業名	その他交流事業に関すること		
関係項目							
専門部会番号	H	専門部会名	教育部会	分科会コード	H4	分科会名	文化・交流分科会
課題・問題点(現況)			調整案				
			調整方針		具体的調整方針		
<p>和田山町、山東町、朝来町でそれぞれ交流事業を推進している。</p> <p>和田山町 山城の郷振興協会と神戸市垂水区住民との交流 (補助金あり)</p> <p>山東町 山東町子ども会と西宮市子ども会との交流 (補助金あり)</p> <p>諏訪地区と神戸市深江地区との交流 (補助金あり)</p> <p>朝来町 ふるさと青年協力隊の受け入れ (補助金あり)</p> <p>播磨町との交流 (補助金あり)</p>			<p>存続する。</p>		<p>交流事業の推進については、現行のまま新市に引き継ぐ。 補助金については、合併時まで調整する。</p>		

H 教育部会 **H4 文化・交流分科会**

事務事業名
国際交流・姉妹友好都市交流

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
姉妹都市・友好都市		姉妹都市・友好都市 <アメリカオレゴン州ニューバーク市> 平成12年7月30日姉妹都市提携	姉妹都市・友好都市 <兵庫県西宮市> 友好都市 提携はなし	姉妹都市・友好都市 <カナダオンタリオ州バース町> 平成12年7月5日姉妹都市提携 <兵庫県加古郡播磨町> 友好都市 提携はなし	
姉妹校・友好関係にある学校	姉妹校・友好関係にある学校 <生野中学校とPWミニスクール> カナダブリティッシュコロンビア州 平成7年10月7日姉妹校提携 <町内3小学校とカナディアンアカデミー> 兵庫県神戸市灘区 友好関係 提携はなし	姉妹校・友好関係にある学校 <和田山中学校と蒙古族学校> 中国内蒙古自治区 昭和62年7月2日姉妹校提携 <和田山中学校とシャヘイラムバレー中学校> アメリカオレゴン州 平成2年5月24日姉妹校提携 <竹田学校を幹事とした町内5校と内モンゴル民族師範学校> 中国内蒙古自治区 平成4年10月2日姉妹校提携 <東河小学校と公園路小学校> 中国内蒙古自治区 平成8年4月23日姉妹校提携	姉妹校・友好関係にある学校 <梁瀬中学校とマウントテーバー中学校> アメリカオレゴン州 友好関係 提携はなし <梁瀬中学校とマウンテンビュー中学校> アメリカオレゴン州 友好関係 提携はなし <町内3小学校と中国上海市内の小学校> 中国上海市 友好関係 提携はなし	姉妹校・友好関係にある学校 <朝来中学校とアシュベリーカレッジ> カナダオンタリオ州 友好関係 提携はなし	
交流協会	<生野町国際文化交流協会> 【役員構成】 任期2年 会長 1名 副会長 2名 理事 若干名(10名) 会計 1名 監事 2名 事務局長 1名 【会費】 個人会費 年額一口 2,000円 団体会費 年額一口 10,000円 【補助金】(平成14年度) 500,000円 【目的】 国際文化交流事業推進に清し、諸外国及び友好市町との文化交流を通じて、国際間の理解と友情を深めるとともに広く町民に国際人としての間隔を高める事を目的とする。	<わだやま国際文化交流協会> 【役員構成】 任期2年 会長 1名 副会長 3名 理事 21名 事務局 4名 監事 2名 【会費】 個人 一口 10,000円(2年に一度) 団体 一口 20,000円(2年に一度) 【補助金】(平成14年度) ・わだやま・オレゴンサマースクール事業助成金 2,400,000円 【目的】 和田山町の国際交流推進 和田山町の各種国際交流事業をスムーズに進めるためその推進体制を定める。	<山東町国際文化交流協会> 【役員構成】 任期2年 会長 1名 副会長 2名 理事 12名 会計 1名 監事 2名 【会費】 個人会費 年額一口 1,000円 団体会費 年額一口 10,000円 【補助金】(平成14年度) 2,800,000円(国際交流基金預金利子) 【目的】 国際化時代の進展に伴い、開かれた交流事業を展開して本町の国際理解教育のいっそうの推進に役立てるものとする。	<あさご町交流協会> 【役員構成】 会長 1名 副会長 2名 理事 20名程度 監事 2名 顧問 若干名 【会費】 ・個人 年額一口 2,000円 ・任意団体 年額一口 10,000円 ・法人 年額一口 30,000円 【補助金】(平成14年度) ・各種交流事業に対する助成金 1,000,000円 ・カナダ派遣事業に対する助成金 694,000円 【目的】 諸外国の市町と姉妹都市提携、友好市町関係を築き、交流を深めることにより、相互の理解と友情を深め、住民の国際感覚等の意識改革に寄与し、まちづくりに資することを目的とする。	

H 教育部会 **H4 文化・交流分科会**

事務事業名
国際交流・姉妹友好都市交流

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
<p>取り組み内容</p>	<p>【取り組み内容】 (生野中姉妹校との交流について) <バンクーバーPWミニスクール訪問団受入> 生野中学校と交流を行っている。 時期 10月頃又は4月頃 期間 約10日間</p> <p><バンクーバーPWミニスクール訪問> 生野中学校と交流を行っている。 時期 10月頃又は4月頃 期間 約10日間</p> <p><カナディアンアカデミーとの交流> カナディアンアカデミー(神戸市灘区)と町内3小学校の4年生との交流 時期 10月と2月 期間 1日間</p>	<p>【取り組み内容】 <中国研修生受け入れ事業> 「正しい日本語を贈る運動」の一環として毎年2名の日本語研修生を招き、その指導と町内小中学生及び町民との交流を図る。 時期 9,10,11月 期間 約3ヶ月間</p> <p><訪中団派遣事業> 昭和63年に内蒙古自治区蒙古族学校と姉妹校締結を行って以来密接な関係を有してきた平成10年に「日中友好言語研修センター」が完成をみて、これの管理運営状況の把握と今後の交流のあり方の検討を行うため毎年三名程度派遣する。 時期 8月頃 期間 約1週間</p> <p><ジュニア使節団受入れ事業> 平成2年アメリカオレゴン州ニューバー市シャヘイラムバレー中学校と姉妹校締結した。毎年20名程度(生徒,教師)の使節団を受け入れている。 時期 5月下旬から6月上旬 期間 約10日間</p> <p><わだやま・オレゴンサマースクール> 平成3年度からジュニア使節団の相互訪問等の交流を行っている。毎年、20名程度(生徒、教師)シャヘイラムバレー中に派遣してホームステイや各種研修、体験を通じて国際的視野を持った生徒の育成を目指している。 時期 9月下旬から10月上旬 期間 約10日間</p> <p><小学校内蒙古教育交流事業> 町内5小学校が中国内モンゴル民族高等専科学校と友好校の締結を行っている。この校長及び教師を招聘して友好校としての今後のあり方を協議する。 時期 6月から7月 期間 約1週間</p>	<p>【取り組み内容】 1. 受入事業 <オレゴン州マウンテンビュー中学校訪問団> 時期 5月中下旬 期間 9泊10日</p> <p><マウントテーバー中学校修学旅行団> 英語指導助手として平成10年に派遣を受けた先生が、帰国後、自分が勤務する中学校の生徒の就学旅行に本町を訪れることとなり、以後毎年旅行団を受け入れ町民との交流を図っている。 時期 3月中旬 期間 2週間</p> <p>2. 訪問事業 <オレゴン生活体験学習> 平成11年からアメリカの生活や自然を体験し、国際的な視野を広げることを目的に実施している。 時期 7月下旬 期間 8日間</p> <p><中国上海市友好親善訪問> 上海市内の小学校と児童の「書」などの作品の交流を始め、平成11年以降は、友好親善のため毎年使節団を派遣し国際的視野を持った児童の育成を目指している。 時期 10月中旬 期間 4日間</p> <p><日米友好親善訪問> オレゴン州マウンテンビュー中学校と友好親善関係を作り、以来毎年訪問とホームステイをし、国際的視野を持った生徒の育成を目指している。 時期 10月下旬から11月上旬 期間 12日間</p>	<p>【取り組み内容】 <アシュベリーカレッジ友好訪問団受入> 訪問団を受け入れ町民との交流を図っている。 時期 3月 期間 1週間</p> <p><アシュベリーカレッジ友好訪問> カナダのオタワ市にあるアシュベリーカレッジを訪問して生徒相互の交流を深めるとともに、外国でのホームステイ等を体験し、今後の社会生活や町づくりに役立て、国際的視野を広げる。 時期 9月 期間 約10日間</p> <p><バース町への訪問団の派遣> 会員より訪問団員を募集し姉妹都市であるバース町を訪問する。 時期 9月 期間 1週間</p> <p><バース町からの訪問団の受入> 姉妹都市であるバース町から訪問団を受け入れる。</p>	
<p>国際子どもサミット</p>		<p><国際子どもサミット> 日本、中国、アメリカ、シンガポールの子供達が人種、宗教、信条を超えて、新しい世紀の生き方を本音で話し合い、彼らのさまざまな問題解決の道しるべとなるべく行うものとする。 時期 11月(2年に一度) 期間 約1週間(サミット1日) 和田山町文化会館を会場として開催 和田山中学校の生徒が参加する パネリスト 生徒 各国2人 指導者 各国1人 同時通訳者 3人</p>			

H 教育部会

H4 文化・交流分科会

事務事業名

その他交流事業に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
都市との交流		<p>【目的】 都市部地域との交流を深め、地域の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 阪神間の都市住民との交流 整備しつつある山城の郷を都市との交流の拠点と位置づけ、地元でとれた農産物を加工したり、食材として提供する。 地元の野菜等を阪神間の団地にふるさと便として出荷直売する。 神戸市垂水区の住民とH2年から交流をしている。</p> <p>【課題】 竹田城跡・立雲峡・山城の郷・夜久野高原・糸井溪谷などの地域資源を活用し、グリーンツーリズム事業と連携することが必要となる。</p> <p>【補助金】 山城の郷管理運営費の一部として補助</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【業務内容】 ・山東町子ども会連絡協議会への助成 ・山東町諏訪地区と神戸深江地区交流事業への助成</p> <p><山東町子ども会・西宮市子ども会交流事業></p> <p>【附属機関】 山東町子ども会連絡協議会</p> <p>【役員構成】 会長 副会長2名 庶務1名 各区より1名</p> <p>【事業内容】 ・県、但馬、郡子ども会連絡協議会との連絡調整、各総会、研修会等への出席 ・西宮市子ども会との交流事業 ・卓球大会開催</p> <p><諏訪・深江地区交流事業></p> <p>【事業内容】 ・春季交流会、諏訪地区文化祭、冬季交流開催</p> <p>【補助金】 ・山東町子ども会・西宮市子ども会交流事業補助金 150,000円 ・諏訪・深江地区交流事業補助金 100,000円</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業内容】 ふるさと青年協力隊事業及び播磨町との交流事業の実施。 播磨町とは、朝来町内に播磨町の宿泊施設がある関係から、夏祭り等への相互参加等を行い交流を深めている。</p> <p>【事務手順】 ふるさと青年協力隊事業の受入事務、受入地区との打ち合わせ、交流事業の実施。 播磨町との交流事業（夏祭り等）への参加者の募集、引率等の事業の推進。</p> <p>【使用料・手数料（参加料）】 ふるさと青年協力隊里帰り事業参加料として、参加者1人当たり 2,000円。</p> <p>【補助金】 ・ふるさと青年協力隊受入地区に報償費として、1地区あたり均等割りとして25,000円、その他、受入人数、交流事業参加人数、作業指導者人数等により交付している。 ・播磨町との交流事業を実施した場合に交付（参加者一人当たり500円）</p>	

協議第53号

第11回合併協議会会議日程について

第11回合併協議会会議日程について提出する。

平成15年3月13日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄

第11回合併協議会会議日程について

第11回生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会会議を下記のとおり開催する。

記

- 1 開催日時 平成15年 3月27日(木)午後1時30分から
- 2 開催場所 山東町 町民ホール

平成 年 月 日確認

提案第 28 号

地域情報化対策事業について

地域情報化対策事業について提出する。

平成 15 年 3 月 13 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

地域情報化対策事業について

- 1 ケーブルテレビに関すること
- (1) 生野町及び山東町の整備状況を踏まえ、合併後、新市において統一化したケーブルテレビ網による情報通信基盤を構築する。
- (2) ケーブルテレビの局舎については、円滑な管理運営が行えるよう和田山町及び朝来町の局舎の位置付けや活用方法を合併時までに調整する。
- (3) 2 町のテレビ放送チャンネルを基に、チャンネル数を合併時までに調整する。
- (4) 有線電話は VOIP 方式による伝送体制を構築する。新設の生野町と山東町は VOIP 方式を導入する方向で調整する。朝来町は耐用年数経過後、随時 VOIP 方式への移行を図ることとし、それまでの間は変換機で対応する。
- (5) 音声告知端末は方式が異なるが、運用で対応する。
- (6) インターネットは、サービス向上をめざして円滑な管理運営が行えるように調整するとともに免許取得についての取り組みを進める。

- (7) 和田山町の河川監視システムを基に合併後、必要箇所に河川監視カメラを増設する。
- (8) 朝来町の在宅健康支援システムを基に合併後、システム整備を検討する。
- (9) 合併後、FAX 通信機器の増設について検討する。
- (10) 加入料金は徴収するものとし、料金額については合併時までに調整する。
- (11) 基本料金は、和田山町、朝来町の現行額を基に合併時までに調整する。地区公民館等の料金は無料とする。
- (12) 増設機器利用料金は、和田山町、朝来町の現行額を基に合併時までに調整する。
- (13) インターネット料金は、和田山町、朝来町の現行額を基に合併時までに調整する。
- (14) C S 放送料金は、チャンネルプランにより和田山町、朝来町の現行額を基に調整する。
- (15) 施設使用料は、朝来町の制度を基に合併時までに調整する。
- (16) 料金徴収回数は、毎月、前納（ 3 ヶ月分、半年分、 1 年分 ）と選択肢を増やす方向で合併時までに調整する。
- (17) 減免制度は、朝来町の制度を基に合併時までに調整する。
- (18) 加入者管理及び課金システムは、合併時までに調整する。
- (19) 新市の放送番組審議会を設置する。組織体制は合併時までに調整する。
- (20) 料金の滞納整理の方法は、和田山町の例により合併時までに調整する。
- (21) 議会中継は、新市の議場にカメラを設置し、実施する。

2 オフトーク通信に関すること

- (1) 生野町で平成 1 5 年度末を目途に整備されるケーブルテレビ網により新市で統一化した情報通信基盤の構築を図る。オフトーク通信はケーブルテレビの整備、運用状況を踏まえ、合併後に廃止する。

3 防災行政無線（固定系）に関すること

- (1) 山東町で平成 1 5 年度末を目途に整備されるケーブルテレビ網により、新市で統一化した情報通信基盤の構築を図る。固定系の防災行政無線は、災害時の緊急通報手段として有効であるため存続させる。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	地域情報化対策事業		事務事業名	ケーブルテレビに関すること			
関係項目	ケーブルテレビ						
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	A 8	分科会名	情報通信分科会
課題・問題点(現況)		調 整 案					
		調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針			
1 .高度情報化時代に対応するため、多様なサービスが可能なケーブルテレビ網による情報通信基盤を構築する必要がある。 和田山町・朝来町・・・整備済 生野町・山東町・・・平成15年度末を目途に整備予定		合併後に再編する。		生野町及び山東町の整備状況を踏まえ、合併後、新市において統一化したケーブルテレビ網による情報通信基盤を構築する。			
2 .和田山町及び朝来町の局舎の位置付けや活用方法を検討する必要がある。		合併時に再編する。		ケーブルテレビの局舎については、円滑な管理運営が行えるよう和田山町及び朝来町の局舎の位置付けや活用方法を合併時まで調整する。			
3 .導入済みの和田山町と朝来町でテレビ放送のチャンネル数と内容が相違している。		合併時に再編する。		2町のテレビ放送チャンネルを基に、チャンネル数を合併時まで調整する。			

<p>4 .ケーブルテレビ事業の補助メニューの違いにより、和田山町と朝来町の施設・設備、サービス内容が相違している。</p>		
<p>有線電話の伝送方式 和田山町・・・電話とインターネットが一体化したもの（VOIP方式） 朝来町・・・電話と音声告知が一体化したもの 今後はVOIP方式が主流となっていくと考えられる。 VOIP・・・インターネットの技術を利用した電話</p>	<p>合併時に再編する</p>	<p>有線電話はVOIP方式による伝送体制を構築する。新設の生野町と山東町はVOIP方式を導入する方向で調整する。朝来町は耐用年数経過後、随時VOIP方式への移行を図ることとし、それまでの間は変換機で対応する。</p>
<p>音声告知端末の方式が異なっている。</p>	<p>合併時に再編する。</p>	<p>音声告知端末は方式が異なるが、運用で対応する。</p>
<p>インターネットはサービスエリアの拡大により、1種通信事業者免許が必要となる。</p>	<p>合併後に再編する。</p>	<p>インターネットは、サービス向上をめざして円滑な管理運営が行えるように調整するとともに免許取得についての取り組みを進める。</p>
<p>河川監視システム 和田山町に4箇所の河川監視カメラが設置されている。</p>	<p>合併後に再編する。</p>	<p>和田山町の河川監視システムを基に合併後、必要箇所に河川監視カメラを増設する。</p>
<p>在宅健康支援システム 朝来町に在宅健康管理・在宅介護支援のシステムがある。</p>	<p>合併後に検討する。</p>	<p>朝来町の在宅健康支援システムを基に合併後、システム整備を検討する。</p>
<p>朝来町にFAX通信機器が配置されている。</p>	<p>合併後に検討する。</p>	<p>合併後、FAX通信機器の増設について検討する。</p>

5 . 利用料金額の調整		
<p>加入料金 和田山町・・・無料 朝来町・・・一般住宅 70,000 円 (1 戸) 集合住宅 35,000 円 (1 戸)</p>	合併時に再編する。	加入料金は徴収するものとし、料金額については合併時まで調整する。
<p>基本料金 ・和田山町・朝来町とも月額 1,500 円であるが、6 ヶ月及び 12 ヶ月の前納の際の料金が相違する。 ・地区公民館等の料金が和田山町 (無料)、朝来町 (月額 750 円) となっている。</p>	合併時に再編する。	基本料金は、和田山町、朝来町の現行額を基に合併時まで調整する。地区公民館等の料金は無料とする。
<p>増設機器利用料金 和田山町と朝来町は導入システムが異なるため、機器及び増設料金が相違する。</p>	合併時に再編する。	増設機器利用料金は、和田山町、朝来町の現行額を基に合併時まで調整する。
<p>インターネット利用料金 和田山町、朝来町とも月額 1,500 円である。</p>	合併時に統合する。	インターネット料金は、和田山町、朝来町の現行額を基に合併時まで調整する。
<p>C S 放送料金 C S 放送の内容が異なるため料金が相違する。</p>	合併時に再編する。	C S 放送料金は、チャンネルプランにより和田山町、朝来町の現行額を基に合併時まで調整する。
<p>施設使用料 朝来町に C M 放送及び制作にかかる施設使用料が定められている。</p>	合併時に再編する。	施設使用料は、朝来町の制度を基に合併時まで調整する。
<p>6 . 料金徴収回数 和田山町...毎月、前納 (半年分、1 年分) 朝来町...前納 (3 ヶ月分、半年分、1 年分)</p>	合併時に再編する。	料金徴収回数は、毎月、前納 (3 ヶ月分、半年分、1 年分) と選択肢を増やす方向で合併時まで調整する。

<p>7. 減免制度の調整 和田山町と朝来町の減免制度の内容に相違がある。</p>	<p>合併時に再編する。</p>	<p>減免制度は、朝来町の制度を基に合併時まで調整する。</p>
<p>8. 加入者管理システム、課金システム 和田山町と朝来町で加入者管理及び課金システムが相違する。</p>	<p>合併時に再編する。</p>	<p>加入者管理及び課金システムは、合併時まで調整する。</p>
<p>9. 放送番組審議会 和田山町と朝来町で組織体制が相違する。</p>	<p>合併時に再編する。</p>	<p>新市の放送番組審議会を設置する。組織体制は合併時まで調整する。</p>
<p>10. 滞納整理の方法 和田山町と朝来町で滞納整理方法が異なる。</p>	<p>合併時に統合する。</p>	<p>料金の滞納整理の方法は、和田山町の例により合併時まで調整する。</p>
<p>11. 議会中継 新市の議会中継が必要となる。</p>	<p>合併時に再編する。</p>	<p>議会中継は、新市の議場にカメラを設置し、実施する。</p>

事務一元化分析調書

協議項目	地域情報化対策事業			事務事業名	オフトーク通信に関すること		
関係項目							
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	A 8	分科会名	情報通信分科会
課題・問題点(現況)		調 整 案					
		調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針			
<p>1 .生野町では情報通信手段としてNTT電話回線を利用したオフトーク通信が行われているが、高度情報化に対応するため多様なサービスが可能なケーブルテレビ網を平成15年度末を目途に整備が予定されている。</p>		<p>合併後に廃止する。</p>		<p>生野町で平成15年度末を目途に整備されるケーブルテレビ網により新市で統一化した情報通信基盤の構築を図る。オフトーク通信はケーブルテレビの整備、運用状況を踏まえ、合併後に廃止する。</p>			

事務一元化分析調書

協議項目	地域情報化対策事業			事務事業名	防災行政無線（固定系）に関すること		
関係項目	防災行政無線						
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	A 8	分科会名	情報通信分科会
課題・問題点（現況）		調 整 案					
		調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針			
1 .山東町では情報通信手段として固定系の防災行政無線により通信が行われているが、高度情報化に対応するため多様なサービスが可能なケーブルテレビ網を平成15年度末を目途に整備が予定されている。		合併後に統合する。		山東町で平成15年度末を目途に整備されるケーブルテレビ網により、新市で統一化した情報通信基盤の構築を図る。固定系の防災行政無線は、災害時の緊急通報手段として有効であるため存続させる。			

総務・企画部会 情報通信分科会

事務事業名 ケーブルテレビに関すること (ページ 1 / 3)

	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【目的】	平成15年度末を目途に整備予定	和田山町内をサービスエリアとするケーブルテレビ事業を実施することにより、テレビの難視聴地域の解消、都市部との情報格差の解消を目的とする。	平成15年度末を目途に整備予定	地域の経済活動と生活環境の改善向上に必要な情報提供並びに広報活動に資するとともに、住民相互の連携を密にし、新しい社会に適応した、明るく住みよい豊かな町を建設することを目的とする。	
【内容】		地上波、BS放送、CS放送、BSデジタル放送、FM放送の再送信。 行政チャンネル、コミュニティチャンネルの自主放送番組の制作及び放送 緊急放送に対応できる、音声告知放送の整備。 和田山町内無料のケーブルテレビ電話の整備。 ケーブルインターネットの整備。 町内4箇所の河川を監視する、河川監視カメラの整備。 和田山町議会議場にカメラを設置し、議会の生中継を実施。 加入者には、ホームターミナル、音声告知放送受信機、ケーブルモデム、電話を各1台無償貸与。		地上波、BS放送、CS放送、FM放送の再送信 行政チャンネル、コミュニティチャンネルの自主放送番組の制作及び放送 自然災害及び火災等緊急放送に対応できる音声告知放送受信機の整備 町内無料のケーブルテレビ電話の整備。 ケーブルインターネットの整備。 高齢社会に対応した在宅健康支援設備の整備 (在宅健康管理支援システム端末 120台、在宅介護支援システム端末 40台) 朝来町議会議場にカメラ2台を設置し、議会の生中継を実施。 加入者には、ホームターミナル、音声告知放送受信機、電話を各1台無償貸与。 農業情報ネットワーク端末の整備(農業情報モニター94台、公共施設 46台) タッチパネル情報提供端末の整備(公共施設 8台) 文書伝送機(FAX)の整備(173台)	
【事務手順】		<ul style="list-style-type: none"> 毎年、4月に加入者の1年間の料金案内通知書を作成し郵送する。5月以降は、料金に異動が生じた場合のみ、料金案内通知書を作成し郵送する。 加入者管理システムによって、課金事務を毎月、基本利用料、追加サービス利用料を合計し、口座振替用フロッピーディスクを作成、契約金融機関に送付(毎月20日)、月末に口座振替によって納付。 契約金融機関は、但馬銀行、但馬信用金庫、たじま農業協同組合、みなと銀行、近畿労働金庫、郵便局である。また、口座振替納付を基本にしており、口座振替済みの領収書は原則発行していない。但し、口座振替できない法人などは、納付書による納付も認めている。 収納消しこみは、納付期限(毎月月末、但し、月末が土・日のときは翌日)の翌月に加入者管理システムによって収納管理している。督促状は、消し込みによって未納になった者に随時送付している。 		<ul style="list-style-type: none"> 毎年、4月に加入者の1年間の料金案内通知書を作成し、区長を通じて配布する。事業所、集合住宅は直接郵送する。5月以降は、料金に異動が生じた場合にのみ、納入通知書を作成し、郵送する。 加入者管理システムによって、課金事務を4半期ごとに、基本利用料、追加サービス利用料を合計し、口座振替データFDを作成。契約金融機関に送付(振替日の5営業日前)し、4月、7月、10月、1月の末日(金融機関の休日の場合は、翌営業日)に、口座振替によって納付。 契約金融機関は、但馬銀行、但馬信用金庫、但陽信用金庫、たじま農業協同組合、(みなと銀行)、郵便局である。振替不能の場合は、再度、不能データFDを金融機関に送付し、納付期限の翌月15日に口座振替する。 収納消しこみは、納付期限の翌月に、加入者管理システムによって収納管理する。督促状は、消しこみによって未納になった者に随時送付する。 在宅健康管理・介護支援サービスは、高齢者世帯、寝たきり者、身体障害者手帳を有する1級・2級の肢体不自由者、継続的に健康管理が必要と認められる者の、いずれかに該当する者が対象となる。利用希望者から申請があれば、町長が審査し決定する。利用は無料。 	
【滞納整理】		<ul style="list-style-type: none"> 追加サービス利用料を2ヶ月滞納した場合は、その使用料の支払いがあるまで、追加サービスを停止する 基本利用料の支払いを3ヶ月滞納した場合は、ケーブルテレビの利用を停止する。その方法は、原則として、保安器の撤去によるが、状況によって、タップオフによってフィルターカットする場合もある。 		<ul style="list-style-type: none"> 利用料等を3か月以上にわたり納付しないときは、伝送施設と受信施設を切り離し、貸与している宅内機器を回収する。 	

	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
〔利用料金〕					
加入料金		無料		一般住宅 1戸 70,000円 集合住宅 1戸 35,000円	
引込料		加入者実費負担 減免制度あり		加入者実費負担 幹線等延長工事費が必要な場合は一部町が負担する(町長が定める額)	
宅内工事費		加入者実費負担		加入者実費負担	
基本利用料		1,500円/月 減免制度あり ・12ヵ月前納 16,500円 ・6ヵ月前納 8,550円		1,500円/月 減免制度あり (地区公民館等公共施設) 基本料金 750円/月 ・12ヵ月前納 17,000円 ・6ヵ月前納 8,700円 ・3ヵ月前納 4,500円	
追加機器リース料等		ホームターミナル 400円/月 音声告知放送受信機 400円/月 ケーブルモデム 1,400円/月		ホームターミナル 400円/月 有線電話追加 250円/月 告知放送受信機 950円/月 ケーブルモデム 300円/月 FAX 2,500円/月 (地区公民館等公共施設) 有線電話追加 750円/月	
有料放送利用料		わくわくパック(CS放送14Ch) 1,000円/月 衛星劇場 1,800円/月 グリーンチャンネル 1,200円/月 WOWWOW 2,000円/月		CS11チャンネルパック 1,000円/月 グリーンチャンネル 1,200円/月 WOWWOW 2,000円/月	
インターネット		1,500円/月 個人向け行政サービスのため、事業者は利用できない		1,500円/月	
【減免制度】		生活保護を受けている加入者等 基本料金全額 独居の者で70歳以上の加入者等 基本料金半額 身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者に 該当し、かつ主たる生計維持者である加入者等 基本料金半額 身体障害者手帳を所持する1級、2級の身体障害者で、かつ 主たる生計維持者である加入者等 基本料金半額 業務区域内に住所を有する者で、居住を常としない加入者 等 基本料金半額 区公民館等居住を常としない区所有施設に係る加入者等 全額 町長が特に必要と認めたる者 町長が定める額		生活保護を受けている加入者 加入金・基本料金全額 70歳以上で独居の加入者 加入金・基本料金半額 身体障害者手帳を有する視覚及び聴覚障害者である加入者 基本料金半額 身体障害者手帳を有する1級2級の肢体不自由者である加入者 基本料金半額 住居はあるが常に居住していない加入者 基本料金半額 町長が特に必要と認めたる者 町長が定める額 ～ は該当者が主たる生計維持者でかつ住民税の非課税世帯であることが条件	
【施設使用料】				・CM放送(VTR持ち込み) 1日につき10秒以内6回 3,000円 1日につき11～15秒以内6回 5,000円 ・CM制作 静止画像(10秒以内) 10,000円 動画(15秒以内) 30,000円	

総務・企画部会 情報通信分科会

事務事業名

ケーブルテレビに関すること

(ページ 3 / 3)

	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【附属機関】 【名称】		和田山町ケーブルテレビジョン放送番組審議会		朝来町放送番組審議会	
【目的】		放送番組の適正を図るため		和田山町に同じ	
【活動内容】		放送法（昭和25年法律第132号）第3条の4に定める、次の事項を審議する。 町長の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項について審議するほか、これに関し、町長に対し意見を述べる。 町長の諮問に応じ、放送番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を審議する。		和田山町に同じ	
【委員構成】		・7名以内の委員で構成 ・委員は、業務区域内に住所を有する加入者 学識経験者から、町長が委嘱する。		・審議会は委員10名以内で組織する。 ・委員は、関係行政機関、各種団体、見識を有する者から町長が委嘱する。	
【委員報酬】		4,500円/1回		5,500円/1回	

総務・企画部会 情報通信分科会

事務事業名

オフトークに関すること

(ページ1/1)

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【目的】	町の広報活動や住民生活の多様化に応じた各種の情報を提供して、行政と住民との密接なコミュニケーションを図り、住民福祉の向上に資するものです。また、火災などの緊急事態には、緊急一斉放送が流れ、消防団の出動がこれまで以上に迅速化し、地域防災の充実を図ります。	該当なし	該当なし	該当なし	
【内容】	役場にセンター機器を設置し、NTTの電話回線を利用して各家庭のスピーカにつなぎ、役場からのお知らせなどの一斉放送が流れる。 また、専用番号と暗証番号で町内各行政区ごとや、小学校区ごとなどのページング放送を行なうこともできる。				
【事務手続き】	<ul style="list-style-type: none"> 加入希望世帯は、役場に備え付けの申込み用紙に必要事項を記入して申し込む。役場は申込みを受けたものを、1ヶ月まとめてNTTに送付する。その後、NTTが申込者宅に宅内工事（宅内装置とスピーカ）と局内工事を実施する。 宅内装置一式は町から貸与し、取り付け工事費と局内工事料も1世帯1回に限り町が全額助成する。ただし、加入廃止時の局内工事料は個人負担となる。 				
【付属機関】	<p>（名称）生野町行政有線放送運営委員会 （目的）放送番組の充実と円滑な運営を図るため （委員構成）10名以内の委員で構成 （委員報酬）16,400円/年</p>				
【使用料・手数料】	<p>（個人負担） ・ オフトーク使用料 500円/月 （各個人の電話料金に加算され金融機関の口座から引き落とし） ・ 加入廃止時の局内工事料 （町負担） ・ 1200円/月（接続料60円・通話中信号音送出機能60円） ・ 加入時の局内工事料 ・ 宅内装置一式（宅内装置・スピーカ） … 22,000円（税別） ・ 宅内装置設置工事代… 12,000円（税別） ただし、取り付け工事費と局内工事料の助成は1世帯1回に限る。</p>				
【減免制度】	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定により保護を受けている方、その他町長が認めた方は、オフトーク使用料の一部または全額を助成する。 				

A 総務・企画部会 情報通信分科会

事務事業名

防災行政無線（固定系）に関すること

(ページ1/2)

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【概要】	該当なし	該当なし	防災体制の強化と効率的運用を図る為、町内4箇所に屋外受信局を設置するとともに、情報伝達効率を高めるため町内各戸及び関係機関に個別受信機を配置している。	該当なし	
【設備状況】			機器構成固定系（周波数 68.58MHz） 親局設備1式 子局設備 屋外受信局 4局 地区遠隔制御装置43台 無線ファクシミリ46台		
【運用開始】			固定系 平成9年4月1日		
【個別受信機貸与基準等】			対象 ・山東町に住民登録を有し現に居住する各世帯に1台無償貸与 ・グンゼ、町営県営住宅、山東サントピアハイツは施設管理者に必要数を一括無償貸与 ・上記以外で区長から設置依頼があり、総括管理者が適当と認める世帯 設置台数 ・1世帯1台無償貸与。追加設置は実費負担 設置手続き ・総務課に設置依頼 ・無線担当者が無線機情報入力後、貸与（外部アンテナ必要な場合は、後日、町が実施するアンテナ設置工事終了後貸与） ・貸与後借用書を総務課に提出 破損等報告 ・自己の責に帰すべき事由により受信機を破損した場合は、その程度により実費を弁償 返還 ・受信機の貸与を受ける資格を喪失したとき 台帳管理 ・エクセルで台帳		
【内容】			定時放送・・・午前、午後の2回（時報終了後、季節により時間変更） 時報・・・毎朝、夕の2回（季節により時間変更） 緊急放送・・・火災発生の周知、災害時の避難勧告等を行う際に放送（最大音量で受信） 随時放送・・・定時及び随時放送の場合、無線放送依頼書により決済後、放送		

提案第 29 号

交通関係事業について

交通関係事業について提出する。

平成 15 年 3 月 13 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

交通関係事業について

1 バスの運行について

- (1) 地方バス補助路線については、現行のまま存続させる。
- (2) 合併後、新市において住民の利便性の向上を図るため、総合的・体系的な地域巡回バス等の検討を行う。

2 鉄道の利用促進について

- (1) 4 町での取り組みを基に新市においても J R の利用促進を図る。
- (2) 鉄道の利便性の向上を図るため、現在加入している団体に引き続き加入し、鉄道路線電化等の働きかけを行う。
- (3) 播但線電化高速化整備費負担事業基金は新市に引き継ぎ、播但線の高速電化を推進する。
- (4) J R 無人駅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、業務内容等については統一化が図れるよう調整する。

3 交通安全対策について

- (1) 新市において交通安全対策委員会を設置する。組織体制や事業内容については合併時までに調整する。
- (2) 合併時に交通安全指導員を和田山町、朝来町の例により設置する。
- (3) 交通災害共済については、合併時に統合する。新市においても引き続き兵庫県町交通災害共済組合に加入する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	交通関係事業の取り扱い		事務事業名	バスの運行について			
関係項目							
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	6	分科会名	企画分科会
課題・問題点(現況)		調 整 案					
		調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針			
<p>1. 地方バス路線維持について 4町ともバス路線維持のため補助を行っている。</p> <p>2. 路線バスの運行が少ないため、4町において福祉バス、福祉タクシー、スクールバス等により、住民の利便性を図っている。</p>		<p>存続させる。</p> <p>合併後に検討する。</p>		<p>地方バス補助路線については、現行のまま存続させる。</p> <p>合併後、新市において住民の利便性の向上を図るため、総合的・体系的な地域巡回バス等の検討を行う。</p>			

事務一元化分析調書

協議項目	交通関係事業の取り扱い		事務事業名	鉄道の利用促進について			
関係項目	JR利用促進、鉄道路線の推進のための組織加入、播但線電化高速化整備費負担事業基金、無人駅管理						
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	6	分科会名	企画分科会
課題・問題点(現況)			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
<p>3. 播但線電化高速化整備費負担事業基金 生野町、和田山町、朝来町が播但線電化にかかる基金を保有している。</p> <p>4. JR無人駅の管理 JR駅の無人化により、町が維持管理を行っている。 生野町 生野駅 和田山町 竹田駅 山東町 梁瀬駅 朝来町 新井駅、青倉駅</p>			<p>合併時に統合する。</p> <p>存続する。</p>		<p>播但線電化高速化整備費負担事業基金は新市に引き継ぎ、播但線の高速電化を推進する。</p> <p>JR無人駅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、業務内容等については統一化が図れるよう調整する。</p>		

総務・企画部会 企画分科会

事務事業名

地方バス路線維持に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【目的】	過疎化の進行やモータリゼーションの進展等により、事業者による赤字バス路線運行維持が困難になっていることから、県及び関係市町が協調しバス路線の維持確保を図るため、乗合バス事業者に対して補助金を交付し、地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。				
平成14年度 【町単独補助路線】		金浦線 補助金額 571,200円	金浦線 補助金額 2,428,800円		和田山町と山東町で負担
		白井病院線 補助金額 1,721,000円			
		沢線 補助金額 305,000円		沢線 補助金額 1,576,000円	和田山町と朝来町で負担
		竹ノ内白井線 補助金額 1,260,000円			
		竹ノ内病院本線 補助金額 1,265,000円			
		竹ノ内病院線(冬季) 補助金額 184,000円			
				新井井の坪線 補助金額 855,000円	朝来町と養父町で負担
(小計)		(5,306,200)	(2,428,800)	(2,431,000)	
平成14年度 【県補助路線】		八鹿和田山線 補助金額 485,000円			補助負担割合(県1/2、町1/2)
		竹ノ内与布土線 補助金額 534,000円	竹ノ内与布土線 補助金額 185,000円		"
		八鹿建屋本線 補助金額 883,000円		八鹿建屋本線 補助金額 745,000円	"
		八鹿建屋線(冬季) 補助金額 154,000円		八鹿建屋線(冬季) 補助金額 130,000円	"
		中央公園八鹿線 補助金額 1,975,000円			"
		生野本線 補助金額 229,000円	生野本線 補助金額 768,000円	生野本線 補助金額 572,000円	"
		和田山駅生野本線 補助金額 198,000円	和田山駅生野本線 補助金額 424,000円	和田山駅生野本線 補助金額 495,000円	"
		和田山駅生野線(冬季) 補助金額 20,000円	和田山駅生野線(冬季) 補助金額 43,000円	和田山駅生野線(冬季) 補助金額 51,000円	"
		役場前生野線 補助金額 107,000円		役場前生野線 補助金額 141,000円	"
			山口本線 補助金額 1,057,000円	山口本線 補助金額 532,000円	14年度から一部県補助
	(小計)	(554,000)	(6,323,000)	(185,000)	(2,666,000)
合計	554,000	11,629,200	2,613,800	5,097,000	

総務・企画部会 **企画分科会**

事務事業名 鉄道の利用促進					
項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【利用促進の取組み】	<ul style="list-style-type: none"> 町民号の実施 生野駅舎を活用したイベント開催(生野塾の活楽未グループが活動中) 町職員の出張時におけるJR利用 	<ul style="list-style-type: none"> 町民号の実施 播但線複線電化北伸部会事務局 町職員の出張時におけるJR利用 	<ul style="list-style-type: none"> 町民号の実施 梁瀬駅での切符購入について、町広報でのPRや公務出張時の購入に努めている。 町職員の出張時におけるJR利用 	<ul style="list-style-type: none"> 町民号の実施 新井駅に町営駐車場を整備 観光PRコーナーの設置駅周辺整備の一環として、新井駅舎内の一角を改造して町をPRしている。(観光ポスター・パンフレットを常設) CATV放送の活用(文字放送にて駅前駐車場の利用案内) 町職員の出張時におけるJR利用 	
【関係加入団体】	<ul style="list-style-type: none"> 日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会(播但線電化北伸部会) 但馬地域鉄道利用促進検討会 北兵庫鉄道複線電化促進期成同盟 余部鉄橋対策協議会 山陰本線福知山線複線電化促進期成同盟 	同左	同左	同左	
【播但線電化高速化整備費負担基金】	平成13年度末 残高 20,000,000円	平成13年度末 残高 20,008,000円	基金の設置は無し	平成13年度末 残高 20,019,945円	
使用料・手数料					
公共的団体等(番号)					
補助金・交付金(番号)					
例規(根拠条例等)					

総務・企画部会	企画分科会
---------	-------

事務事業名

無人駅管理

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【現 状】	J R生野駅の無人化に伴いJ Rと協議の上、町が維持管理を行っている。	J R竹田駅の無人化に伴いJ Rと協議の上、町が維持管理を行っている。	J R梁瀬駅の無人化に伴いJ Rと協議の上、町が維持管理を行っている。	J R新井駅及び青倉駅の無人化に伴いJ Rと協議の上、町が維持管理を行っている。	
【業務委託先】	朝来郡広域シルバー人材センター	朝来郡広域シルバー人材センター	朝来郡広域シルバー人材センター	新井駅：朝来郡広域シルバー人材センター 青倉駅：トイレの管理のみ地元	
【業務内容】	・乗車券の販売業務及びその業務に附属する業務	・駅構内の清掃管理 ・冬季間の除雪、身障者の乗降介助 ・乗車券の販売及び集札	・駅構内の清掃管理 ・乗車券の販売	新井駅：切符販売、駅舎及びトイレの管理、駐車場管理 青倉駅：トイレの管理	
【営業時間】	7時～18時30分まで(年中無休)	7時～17時まで(年中無休)	7時～17時15分まで(年中無休)	6時30分～17時30分まで(年中無休)	
【委託金額】	平成13年度決算額 4,671,270円	平成13年度決算額 2,649,024円	平成13年度決算額 4,171,824円	平成13年度決算額 新井駅分：3,114,180円 青倉駅分：156,000円	
使用料・手数料					
公共的団体等(番号)					
補助金・交付金(番号)					
例規(根拠条例等)					

総務・企画部会 | **消防交通分科会**

事務事業名

交通対策委員会に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【名称】	【名称】 生野町交通対策委員会	未設置	【名称】 山東町交通対策委員会	【名称】 朝来町交通対策委員会	
【目的】	【目的】 町民に正しい交通のあり方と交通安全の思想を周知徹底させ町民の総力を上げて交通秩序を確立しようとする機運を高め、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。		【目的】 生野町と同じ	【目的】 生野町と同じ	
【組織】	【組織】 会長（町長）1名 副会長 6名 部会長 4名 （歩行・道路・運転・学校部会）		【組織】 会長 町長 委員 和田山交通安全協会長 助役 収入役 教育長 議会議長 婦人会長 ライオンズクラブ会長 老人クラブ連合会長 グンゼ(株)梁瀬工場長 連合育友会長 各小中学校長 各保育園長 和田山警察署 役場関係職員 計27名	【組織】 ・会長 町長 ・交通対策委員(22名) 生野・朝来地区交通安全協会長、副会長 町区長会長 町老人会長 町婦人会長 町商工会長 ライオンズクラブ会長 八鹿土木朝来事業所長 子連協会長 小中学校長（3名） 幼小中学校育友会長（3名） 保育所保護者会長(2名) 議会議長 交通指導員(4名) ・交通安全部長(30名) 各地区交通安全部長 現在18団体53名	
【事業内容】	【事業内容】 交通対策についての総合的諸施策の企画及び推進に関すること。 交通事故防止運動の推進に関すること。 交通対策に関する関係官庁及び諸団体との連絡調整に関すること。		【事業内容】 春と秋の全国交通安全運動週間の前に委員会を開催し交通安全行事計画等について協議し、施策を実施する。	【事業内容】 交通安全対策についての総合的諸施策の企画及び推進 交通事故防止運動の推進 交通安全対策に関する関係官庁及び諸団体との連絡調整	

総務・企画部会 消防交通分科会

事務事業名

交通安全指導員に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【目的】		通学時の路上交通の安全を図る。	同左	同左	
【人数】		非常勤嘱託員 4名	現在は未設置	非常勤嘱託員 4名	
【報酬】		月額 30,500円		月額 32,000円	
【勤務日】		月曜日～金曜日		和田山町に同じ	
【勤務時間】		午前7時～午前8時		和田山町に同じ	
【災害補償】		有		和田山町に同じ	
【職務内容】		街頭指導活動 保護立番活動 交通安全啓発活動		和田山町に同じ	
【根拠条例】		交通安全指導員の設置に関する条例	同左	交通指導員の設置に関する条例	
【その他】	朝の国道横断時の安全誘導をシルバークリスタルセンターに委託している。 平成14年度予算 295千円				

総務・企画部会 | **消防交通分科会**

事務事業名 事務事業名

交通災害共済について

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
【加入資格】	・町内居住者 ・町内に勤務又は在学している者	同左	同左	同左	
【共済掛金】	年額1人あたり500円	同左	同左	同左	
【加入共済】	兵庫県町交通災害共済	同左	同左	同左	
【申込方法】	申込書に加入者名を記入して掛金を添えて町役場へ提出（各区の交通対策地区委員に、申込み依頼・集金をお願いしている）	申込書は南但広域で帳票出力し、2月の交通安全部長会時に配布。3月上旬に受付。交通安全部長が申込書、現金を担当課に持参納入。組合員証（領収書）を各区の交通安全部長を通じ各戸配布。	同左	同左	
【共済期間】	・4月1日から翌年の3月31日までの1年間 ・4月1日以降に加入した者は申込日の翌日から3月31日まで	同左	同左	同左	
【給付対象となる交通事故】	日本国内の道路及び軌道上で自動車・自転車・荷車・身体障害者用車椅子・電車等に乗っていて衝突、接触、転落などによる事故、又は、歩行中これらの乗物にはねられたり、ひかれた場合	同左	同左	同左	
【請求期間】	事故発生の翌日から2年以内	同左	同左	同左	
【見舞金】	15,000円から800,000円まで10段階の災害の程度に応じて支給	同左	同左	同左	

提案第 3 0 号

建設関係事業（その 1）について

建設関係事業（その 1）について提出する。

平成 1 5 年 3 月 1 3 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

建設関係事業（その 1）について

1 町道新設改良・舗装事業

（ 1 ）町道新設改良・舗装事業については、受益者負担金を徴しない。

2 急傾斜地崩壊対策事業

（ 1 ）急傾斜地崩壊対策事業については、地元からの受益者負担金を徴しない。

3 草刈委託に関すること

（ 1 ）山東町の補助制度については、合併時に廃止し、和田山町、朝来町の例を基に調整する。

4 除雪関連事業

（ 1 ）出勤体制、委託形態については、合併後降雪時期までに調整する。
除雪路線については、現行のまま新市に引き継ぐ。

5 都市計画に関すること

- (1) 和田山都市計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
新たな都市計画の決定については、新市において検討する。
- (2) 事業費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 都市計画マスタープランについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 都市計画審議会については、合併後速やかに再編する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	建設関係事業(その1)			事務事業名	町道新設改良・舗装事業			
関係項目								
専門部会番号	F	専門部会名	産業・建設部会	分科会コード	F 4	分科会名	建設分科会	
課題・問題点(現況)	調 整 案							
				調 整 方 針	具 体 的 調 整 方 針			
<p>道路改良等に伴う受益者負担が4町で異なっている。</p> <p>山東町 地元から、負担金を徴収している。</p> <p> 主要町道 0%</p> <p> 準主要町道 5%</p> <p> その他町道 10%</p> <p>生野町、和田山町、朝来町 負担金は徴収していない。</p>			<p>合併時に再編する。</p>		<p>町道新設改良・舗装事業については、受益者負担金を徴しない。</p>			

事務一元化分析調書

協議項目	建設関係事業(その1)			事務事業名	急傾斜地崩壊対策事業		
関係項目							
専門部会番号	F	専門部会名	産業・建設部会	分科会コード	F4	分科会名	建設分科会
課題・問題点(現況)			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
<p>地元からの受益者負担が4町で異なっている。</p> <p>山東町 (国庫補助事業) 事業費の2.5% (該当集落から徴収)</p> <p>(県単独事業) 事業費の5.0% (該当集落から徴収)</p> <p>朝来町 本工事費の2%の負担金(該当集落から徴収)</p> <p>生野町・和田山町 負担金なし</p>			<p>合併時に再編する。</p>		<p>急傾斜地崩壊対策事業については、地元からの受益者負担金を徴しない。</p>		

事務一元化分析調書

協議項目	建設関係事業(その1)			事務事業名	草刈委託に関すること		
関係項目							
専門部会番号	F	専門部会名	産業・建設部会	分科会コード	F 4	分科会名	建設分科会
課題・問題点(現況)			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
<p>1. 町道分</p> <p>4町とも町道(1・2級)については、町で原則的に実施しているが、住宅周辺道路(水路含む)及び農地周辺道路(用排水路含む)は、地元が実施している。</p> <p>2. 河川分</p> <p>河川については、管理者である県土木に要請し部分的に実施することもあるが、山東町では地元で補助金を支出して対応している。</p> <p>【4町の地元対応の状況】</p> <p>生野町 実施していない。</p> <p>和田山町 日役(ボランティア)で行う。</p> <p>山東町 補助金を出して環境保全を実施している。</p> <p>朝来町 日役(ボランティア)で行う。</p>			合併時に再編する。		山東町の補助制度については、合併時に廃止し、和田山町、朝来町の例を基に調整する。		

事務一元化分析調書

協議項目	建設関係事業(その1)			事務事業名	除雪関連事業		
関係項目							
専門部会番号	F	専門部会名	産業・建設部会	分科会コード	F4	分科会名	建設分科会
課題・問題点(現況)	調 整 案						
	調整方針			具体的調整方針			
除雪の委託形態等が4町で異なっている。			合併後速やかに再編する。		<p>出勤体制、委託形態については、合併後降雪時期までに調整する。</p> <p>除雪路線については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		
除雪路線の状況						(単位 km)	
種 別	生野町	和田山町	山東町	朝来町	合計		
直営(車道)	21.0	50.1	-	54.5	125.6		
委託(車道)	24.6	23.4	77.2	26.9	152.1		
委託(歩道)	1.3	7.6	1.2	7.8	17.9		
除雪延長合計	46.9	81.1	78.4	89.2	295.6		
融雪剤散布	7.8	1.2	任意	任意	9.0		

事務一元化分析調書

協議項目	建設関係事業(その1)			事務事業名	都市計画に関すること		
関係項目	都市計画、事業費助成、都市計画マスタープラン、都市計画審議会						
専門部会番号	F	専門部会名	産業・建設部会	分科会コード	F4	分科会名	建設分科会
課題・問題点(現況)			調 整 案				
			調 整 方 針		具 体 的 調 整 方 針		
1. 都市計画 現在、和田山町のみ都市計画が定められている。			存続する。		和田山都市計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 新たな都市計画の決定については、新市において検討する。		
2. 事業費助成 和田山町が、市街地開発事業の推進にあたり、和田山町和田山駅南土地区画整理組合に事業費助成を行なっている。			存続する。		事業費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。		
3. 都市計画マスタープラン 都市計画区域に都市計画マスタープランが策定されている。			存続する。		都市計画マスタープランについては、現行のまま新市に引き継ぐ。		
4. 都市計画審議会 都市計画を審議するため、都市計画審議会が設置されている。			合併後に再編する。		都市計画審議会については、合併後速やかに再編する。		

F 産業・建設部会 **F4 建設分科会**

事務事業名

町道新設改良・舗装事業

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
新設改良	<p>【概要】 緊急性、公益性を考慮し、現道の拡幅や線形改良又はバイパス等の建設を行う事業で、町の予算額を考え、補助事業として要望できる事業や、起債での事業、単独事業等を検討し、事業実施を行う。</p> <p>【事業種目】 補助事業 ・道路局所管補助事業 起債事業 ・臨時地方道整備事業 ・過疎対策事業 ・辺地対策事業 単独事業 ・町単独事業</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【事業種目】 補助事業 ・道路局所管補助事業 起債事業 ・臨時地方道整備事業 ・辺地対策事業 単独事業 ・町単独事業</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【事業種目】 生野町に同じ</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【事業種目】 生野町に同じ</p>	
舗装	<p>【目的】 ・路面にち密な層を設けることにより、雨天時の泥濘化や乾燥時の砂塵を防止し、快適性を保持する。 ・路面の平坦性をよくするとともに適度のすべり抵抗性をもたせることによって、車両走行時や歩行の快適性や安全性を向上させる。 ・周辺の環境に適合した舗装材料を使用するにより、良好な道路景観や沿線環境を創出する。</p> <p>【事業種目】 新設改良工事に併せて舗装工事を行う。 補助事業 ・道路局所管補助事業 起債事業 ・臨時地方道整備事業 ・過疎対策事業 単独事業 ・町単独事業 供用後、維持修繕を行う。 単独事業 ・町単独事業</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業種目】 新設改良工事に併せて舗装工事を行う。 補助事業 ・道路局所管補助事業 起債事業 ・臨時地方道整備事業 単独事業 ・町単独事業 供用後、維持修繕を行う。 単独事業 ・町単独事業</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業種目】 生野町に同じ</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業種目】 生野町に同じ</p>	
受益者負担	<p>【受益者負担】 負担金は徴収していない。</p>	<p>【受益者負担】 負担金は徴収していない。</p>	<p>【受益者負担】 <主要町道> 基幹的道路網を形成するために必要な道路 負担金徴収率 0 % <準主要町道> 主要町道以外の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路 負担金徴収率 5 % <その他の町道> 主要町道、準主要町道以外の町道 負担金徴収率 10 %</p>	<p>【受益者負担】 負担金は徴収していない。</p>	

F 産業・建設部会 | **F4 建設分科会**

事務事業名

急傾斜地崩壊対策事業

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
	<p>【目的】 土石流、地滑り、がけ崩れ等の災害から住民の生命、財産を守るため、また、災害を未然に防ぐために災害が予測される個所について、予防のための事業を推進していく。</p> <p>【事務手順】 住民から危険箇所の対策要望があれば現地調査を行い、八鹿土木事務所に事業要望を行う。 (町が調べて要望する場合もある) 八鹿土木事務所が現地を確認し、該当するかどうかの確認を行う。 八鹿土木事務所が現地の測量を行い、町が申請書を作成し区域指定を行う。 県が事業採択のヒアリングを受ける。 事業採択後、県にて対策工法が実施される。</p> <p>【受益者負担】 急傾斜地崩壊対策事業負担率 国庫補助事業 5% 県単事業 10%</p> <p>【受益者負担の内の地元負担】 地元負担金は、町が負担している。</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事務手順】 同 左</p> <p>【受益者負担】 急傾斜地崩壊対策事業負担率 国庫補助事業 5% 県単事業 10%</p> <p>【受益者負担の内の地元負担】 同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事務手順】 同 左</p> <p>【受益者負担】 急傾斜地崩壊対策事業負担率 国庫補助事業 5% 県単事業 10%</p> <p>【受益者負担の内の地元負担】 地元負担金は、以下の率の額 国庫補助事業 2.5% 県単事業 5.0%</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事務手順】 同 左</p> <p>【受益者負担】 急傾斜地崩壊対策事業負担率 国庫補助事業 5% 県単事業 10%</p> <p>【受益者負担の内の地元負担】 地元負担金は、本工事費の2%の額</p>	

F 産業・建設部会

F4 建設分科会

事務事業名

草刈委託に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
	<p>【目的】 町道の円滑な通行と良好な道路環境を維持するために、道路沿道の除草を行なう。</p> <p>【事業概要】 集落間の距離が長く地元において除草作業を行うことが困難であるとの理由により地元地区から要望がある箇所について町費で除草を行なう。</p> <p>【事業別事業概要】 <道路> 町道の沿道除草 実施箇所 町内道路緑地及び山間地町道 委託先 朝来郡シルバー人材センター 負担割合 全額町費</p> <p><河川除草> 対応なし</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 同 左</p> <p>【事業別事業概要】 <道路> 町道の沿道除草 実施箇所 町内道路緑地及び山間地町道 直営 町嘱託員と臨時職員 負担割合 全額町費</p> <p><河川除草> 地元管理 日役（ボランティア）で対応</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 同 左</p> <p>【事業別事業概要】 <道路> 町道の沿道除草 実施箇所 町内道路緑地及び山間地町道 委託先 朝来郡シルバー人材センター 負担割合 全額町費</p> <p><河川除草> 地元管理（河川敷・法面の刈り取り） 毎年各区に補助金を支給 実施区 32区</p> <p>【補助金】 均等割 10,000円 参加人 1人あたり 450円 面積 m²あたり 17円 上記の 40%の額を交付する。</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 同 左</p> <p>【事業別事業概要】 <道路> 町道の沿道除草 実施箇所 町内の町道 委託先 町嘱託員及び朝来郡シルバー人材センター 負担割合 全額町費</p> <p><河川除草> 地元管理 日役（ボランティア）で対応</p>	

F 産業・建設部会

F4 建設分科会

事務事業名

除雪関連事業

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
	<p>【目的】 冬季における道路（一部歩道含む）除雪を計画的に行い安全で円滑な交通の確保を図る。</p> <p>【内容】 降雪量が町内観測所で概ね10cmに達した場合、または、産業建設課長が気象その他の情報を総合判断して必要であると認めるときは待機、出動をする。 除雪計画により、業者委託路線及び直営路線の除雪を行う。</p> <p>【除雪路線の状況】 直営路線 21.0 km 委託路線 24.6 km</p> <p>【歩道除雪】 歩道除雪は業者に委託 1.3 km</p> <p>【融雪剤散布】 必要に応じて指定路線に融雪剤の散布を行う。</p> <p>【委託先】 車道 町内業者 歩道 地元及び町内業者</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 積雪が10cm程度で除雪車を稼働する。 4 t 除雪車、2 t 除雪車、タイヤショベルで除雪路線計画図に基づいて実施する。併せて、除雪委託路線も実施する。 除雪計画により、業者委託路線及び直営路線の除雪を行う。</p> <p>【除雪路線の状況】 直営路線 50.1 km 委託路線 23.4 km</p> <p>【歩道除雪】 各地区、除雪協力員を推薦していただき、小型除雪機を貸与する。 7.6 km</p> <p>【融雪剤散布】 同 左</p> <p>【委託先】 車道 町内業者 歩道 地元及び町内業者</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 除雪作業は、町内6ヶ所の観測場所で積雪量を計測し、10cm以上で作業を開始する。計測は降雪状況に応じて随時行う。 除雪計画により、業者委託し除雪を行う。</p> <p>【除雪路線の状況】 直営路線 0 km 委託路線 77.2 km</p> <p>【歩道除雪】 歩道除雪は業者に委託 1.2 km</p> <p>【融雪剤散布】 融雪剤の散布は地元で行う。</p> <p>【委託先】 車道 町内業者 歩道 地元</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 町内4ヶ所の積雪観測地点の積雪量（いずれか15cm以上で出動）を確認し、除雪を実施する。 除雪計画により、業者委託路線及び直営路線の除雪を行う。</p> <p>【除雪路線の状況】 直営路線 54.5 km 委託路線 26.9 km</p> <p>【歩道除雪】 歩道除雪はシルバー人材センターに委託 7.8 km</p> <p>【融雪剤散布】 融雪剤の散布は地元で行う。</p> <p>【委託先】 車道 町内業者 歩道 シルバー人材センター</p>	

F 産業・建設部会

F4 建設分科会

事務事業名

都市計画に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
都市計画		<p><和田山都市計画> 土地利用 ・都市計画区域 面積 4,934 ha 【大字区分】 林垣、寺内、秋葉台、東谷、寺谷、平野、土田、宮田、法道寺、 宮内、高田、和田山、枚田、市御堂、比治、法興寺、立ノ原、 枚田岡、玉置、桑原、岡田、弥生が丘、柳原、竹田、栄町、安井、 久留引、加都、筒江、久世田 (大字区分のため次の地域も含む) 緑ヶ丘、万葉台、西土田、高瀬、駅前、和田山上町、和田山京口、 和田山本町、和田山新町、竹田下町、米屋町、観音町、中町、 竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町 ・用途地域 面積 274 ha 都市施設 ・都市計画道路 7路線 総延長 16,270 m ・都市計画下水道 1ヶ所 処理区域面積 185 ha ・都市計画公園 4公園 ・都市計画河川 2河川 市街地開発事業 ・土地区画整理事業 2区画 面積 24.8 ha</p>			
事業費助成		<p><和田山町和田山駅南土地区画整理組合> 兵庫県知事が認めた「公法人」組織である 土地区画整理事業による公共施設の築造をはじめ、健全かつ 良好な市街地の造成を図ることを目的とする。 【組合の組織】 役員13名(理事10名、監事3名) 総代15名(地権者の代表) 【補助金】 区域内の町道、水路部分等への事業費助成</p>			
都市計画マスター プラン		<p><都市計画マスタープラン> 和田山町の目指すべきビジョンや地域でのビジョンを明らか にし、まちづくりの主体である町民、町、企業団体等がその ビジョンを相互に共有するとともに、町民と行政の適正な 役割分担のもとに、協働で地域の諸問題に応じた整備を進め ていくことを目的とする。 平成14年11月に策定 (緑の基本計画) 都市計画公園の配置計画 平成16年度に策定予定</p>			
都市計画審議会		<p><和田山町都市計画審議会> 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、和田山町都市 計画審議会を置く。 【委員構成】 (1) 学識経験のある者 (2) 町議会の議員 (3) 関係行政機関若しくは兵庫県の職員又は住民 【任期】 2年 【委員報酬】 4,500円(半日) 【開催回数】 年 3~5回</p>			